

第 1 2 回 行財政改革委員会 議事録

日 時 平成 1 7 年 2 月 1 4 日 (月) 午後 1 時 3 0 分 ~ 午後 4 時 0 9 分

場 所 明治安田生命川崎ビル 2 階 第 2 会議室

出席者 委員 大森委員、辻委員、松本委員、八木委員、野村委員、
藤原委員、飯田委員、川崎委員、長澤委員

市 側 阿部市長、東山副市長、河野教育長、砂田総務局長、北條総合企画局長、
榎澤財政局長、曾禰人事部長、三浦企画部長

事務局 木場田行財政改革実施本部参事、菊地行財政改革実施本部参事、瀧崎企
画調整課長、大村財政課主幹、小金井行財政改革実施本部主幹、伊藤
行財政改革実施本部主幹

議 題 1 第 2 次川崎市行財政改革プラン素案について
2 新総合計画素案について
3 平成 1 7 年度川崎市予算案について
4 その他

公開及び非公開の別 公開

傍聴者 2 名

議事

伊藤行財政改革実施本部主幹

定刻となりました。ただいまから、第 1 2 回川崎市行財政改革委員会を開催させていた
だきたいと存じます。

座って失礼します。

実は本日、大森座長が今こちらに向かっているのですが、若干到着が遅れるということで、一部次第を変更させて進めさせていただきたいと思います。あらかじめご了解いただきたいと思います。

それでは会議に先立ちまして、いくつか事務連絡をさせていただきたいと思います。初めにお断り申し上げますが、本日の委員会につきましては、前回までと同様に公開とさせていただき、マスコミの方々の取材を許可しておりますので、ご了承いただきたいと存じます。

次に、本日の資料でございますが、「第2次川崎市行財政改革プラン素案について」、右肩に「概要」と記しているものでございます。それと「第2次川崎市行財政改革プラン素案」、またファイルにとじてございます、「新総合計画素案」と、冊子となっております「平成17年度川崎市予算案について」、さらに参考資料といたしまして「指定管理者制度の概要について」と、行財政改革関連の新聞記事でございます。また、第11回の委員会議事録も配付させていただいております。あらかじめ送付させていただいた資料も含めまして、資料の不備等はございませんでしょうか。

ないようでしたら、次に進めさせていただきたいと思います。

本来ですと、ここで市長からごあいさつをいただくところでございますが、先ほど申し上げましたとおり、大森座長の到着が若干遅れておりますので、ここで次第の1にございます第2次川崎市行財政改革プラン素案について、私の方からご説明をさせていただきたいと思います。

それでは、右肩に「概要」と書いてある資料に基づきまして、ご説明させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本市では、行財政改革プランに基づきまして、また改革委員会でのご意見等も踏まえながら改革を推進してまいりましたが、この間の取組によりまして、改革の目標として掲げた数値でございます300億円を上回る320億円の財政的効果を達成したほか、そのからにございますように、改革の基本方向として掲げた「行政体制の再整備」、「公共公益施設・都市基盤整備の見直し」、「市民サービスの再構築」の3つの柱に沿った改革が推進できたこと。また、行財政改革の基本的な考え方を踏まえた新たな基本構想を策定するとともに、基本構想に基づいた「3か年の実行計画」が策定されるに至ったこと。自治基本条例や区行政改革など、新たな自治制度の基本的な枠組みを創設できたこと。さらに

は厳しい財政状況と行財政改革の必要性についての認識が、行政内部においても浸透してきたこと等、一定の成果を挙げることができたと認識しております。

続いて、2の新たな改革プラン策定の必要性についてでございますが、この間の改革によりまして、ただいま申し上げたような目標を上回る財政的效果を挙げたにもかかわらず、税収が予想を下回ったことや、地方財政計画の見直し等の影響によりまして、依然として厳しい状況でございます。また三位一体の改革についても、依然として不透明な状況にあること。また、現在策定しております実行計画におきまして、改革プランで示した改革の基本方向、とりわけ「公共公益施設・都市基盤整備の見直し」「市民サービスの再構築」について、今後3年間の実施内容を具体化するものですが、実行計画を推進する中で施策の再構築を今後とも着実に進めていくことが必要不可欠であること。また「行政体制の再整備」については、最優先課題として改革を推進してまいりましたが、今後とも効率的で効果的な執行体制の構築に向けて、一層改革を強化していく必要があること。さらに自治基本条例や区行政改革についても、新たな自治制度の確立に向けて行財政改革の主要なテーマとして具体的に推進していく必要があること。

以上のことから、「安定的な財政基盤を一刻も早く築き、市民生活の安定と向上を図る」ことを目的とした行財政改革につきましては、総合計画、実行計画と連携しながら今後とも一層強化していく必要があるものと認識しております。

2ページ目をお開きいただきたいと思います。第1次行財政改革の取組成果でございます。まず(1)行政体制の再整備ですが、職員配置につきましては、これは予算上でございますが、3年間で目標の約1,000人を上回る、1,123人の職員削減を実施したほか、これに伴って技能・業務系職員の採用選考を3年間中止いたしました。また組織機構では、2年間で94の役職ポスト数の削減、給与制度では特殊勤務手当を55手当から35手当に削減したほか、プランで掲げた諸手当をすべて見直しに着手いたしました。人事制度では、目標管理に基づく新人事評価制度の試行を開始したほか、新たな昇任制度といたしまして課長昇任選考、チャレンジコースと呼んでおりますが、こういったものですか庁内公募制度などを導入いたしました。

また出資法人の見直しといたしましては、川崎市場信用の民営化、中小企業・婦人会館の廃止、かわさき港コンテナターミナルの破産・整理手続などを実施したほか、次の3ページにまいりまして、補助・助成金の見直しや市税等を初めとした債権確保策の強化に取り組みました。さらに総合的土地対策を推進し、長期保有土地の縮減を図ったほか、長年

の懸案でございましたマイコンシティについては、事業方式の転換により土地問題解決に向けて大きく前進したところでございます。

(2)の公共公益施設・都市基盤整備の見直しについては、A～Dの優先順位に基づき、それぞれの区分の考え方に沿った対応を実施してまいりましたが、特にDランクの事業については原則3年の新規着工の凍結を実施するとともに、地下鉄事業については1万人アンケート結果等に基づき、5年程度の着工延期を決定したところでございます。

4ページにまいりまして、市民サービスの再構築でございます。まず市民参画による地域主体のまちづくりといたしまして、区行政改革の基本方向の策定や、公共施設のインターネット予約など、ITを活用した情報サービスの向上、ISO9001の認証取得などに取り組んでまいりました。次に社会環境の変化にあわせた施策の再構築といたしまして、夏期年末慰問金、交通災害共済、市民保養所等の廃止など、プランで例示いたしました13の事業のうち、10事業につきまして見直しを実施した一方で、市民利用施設の通年開館の実施や開館時間の延長など、市民サービス向上の取組も推進いたしました。

5ページにまいりまして、効率的・効果的な市民サービス供給システムの構築では、事業系一般廃棄物収集の民間許可事業者への移行や、小学校給食業務などの民間委託を推進したほか、市立葬祭場など公の施設に指定管理者制度を導入いたしました。次の公平性の観点に立った受益と負担の適正化では、敬老特別乗車証の見直しなど、プランで例示した9事業中7事業について、おおむね当初の方向に沿って適正化を図ってまいりました。

6ページにまいりまして、第2次の改革に向けた基本的な考え方と方向についてでございますが、まず改革の基本方向といたしましては、第1次改革プランの考え方を継承し、安定的な財政基盤を一刻も早く築き、市民生活の安定と向上を図ることを目的といたしまして、引き続き3つの柱に沿った改革を推進することといたします。まず行政体制の再整備については、今後とも最優先課題として改革を進めるとともに、ハード、ソフトの施策にかかわる「公共公益施設・都市基盤整備の見直し」「市民サービスの再構築」については、総合計画、実行計画と連携しながら推進してまいります。

さらに川崎再生アクションシステム(事務事業総点検)を活用して、第2次改革プランや総合計画の進行管理を行うとともに、その成果を予算編成や組織整備・職員配置計画あるいは人事評価システム等に反映してまいります。こうした取組によりまして、厳しい状況ではございますが、従来手法を活用しながらも平成21年度までに収支を均衡させるといふ目標設定は変更せず、一刻も早い安定的な財政基盤の構築をめざしてまいりたいと考

えております。

続いて、こうした第2次行財政改革の基本的な考え方や方向を受けた3つの柱ごとの取組につきまして、ご説明いたします。(1)行政体制の再整備のうち、効率的な職員配置の推進につきましては、第1次改革プランに引き続いて「3年間に約1,000人職員削減」を目標に効率化を推進してまいります。特に、平成19年度以降のいわゆる団塊の世代が退職する時期に備えて、事務・技術系の職種を含めた効率化を推進してまいりたいと考えております。

また、次のページにまいりまして、意思決定の迅速化や事務効率の向上、責任所在の明確化などのために局・部・課の統廃合を進めるとともに、主幹・主査などのポスト数の削減を図るなど、簡素で効率的な組織機構の構築を推進していくとともに、職務内容に合った給料表の見直しや、平成18年度から運用を開始する新人事評価制度に基づく勤務実績の勤勉手当の反映など、新たな人事給与制度を構築してまいります。

さらに新たな項目といたしまして、職員の自発性・創造性を活かした取組を組織の成果につなげていく目標管理の考え方を浸透させ、あるいはより質の高い市民サービスを提供するための基本となる市民対応の向上に向け、職員の意識改革の推進を新たに掲げてございます。

8ページにまいりまして、独立採算による経営が可能となるような財務体質の確立をめざして、引き続き公営企業の健全化の推進に取り組むとともに、出資法人改革では川崎市在宅福祉公社、建設技術センター、社会福祉事業団の統廃合や民営化の実施を予定しているほか、かわさき市民放送や川崎球場など、7法人について3年以内に抜本的な法人のあり方を決定するなど、平成16年4月に策定いたしました出資法人の経営改善指針に基づいて見直しを推進してまいります。また、出資法人改革とも関連してまいりますが、平成15年の地方自治法の改正により創設されました指定管理者制度は、公の施設の管理に關しまして広く民間事業者等の参入を可能とするもので、これは民間でできるものは民間でという行財政改革の趣旨に即した制度でございますことから、新たな項目として掲げ、現在出資法人等に管理運営を委託しております国際交流センター、こども文化センター、産業振興会館など、約170の公の施設を中心に今後積極的に活用してまいります。

次のページの(2)公共公益施設・都市基盤整備の見直しについてですが、後ほどご説明させていただきます総合計画、実行計画におきまして、策定過程における厳しい事業選択や事業の優先順位づけを経て、実行可能なもののみ、こうして3か年の計画として位置

づけられておりますので、第2次改革プランでは計画に位置づけられた事業や施設整備の執行に当たっての基本的な考え方につきまして、基本的にはお示ししております。人口の急速な増加等に伴って整備されたさまざまな都市施設が一斉に更新時期を迎えつつあることへの対応として、施設・設備の長寿命化の推進ですとか、既存ストックをまずは有効活用する考え方、さらに整備に際しては必要な施設との合築や複合化を検討するとともに、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、環境への配慮といった点も十分考慮することいたします。またPFIなど、民間の資金やノウハウを活用した事業方式の導入や、契約プロセスでの工夫による公共工事のコスト縮減と、市民ニーズへの的確な対応を図る効率的・効果的な整備主体・手法の選択。

次のページにまいりまして、都市計画決定はされたものの、長期間にわたって事業の進捗が認められない都市計画道路など、既存計画の進捗状況等の適正な把握、見直しを進めるとともに、市民の協働によるまちづくりを推進してまいります。また、総合的土地対策の推進でございますが、現在昨年2月に策定いたしました第2次総合的土地対策計画に基づいて、先行取得した土地保有総量の計画的縮減を図っておりますが、さらに第3次の総合的土地対策計画を策定し、改めて国から土地開発公社経営健全化団体の指定を受けること等により、さらなる本市の土地問題解決に向けた取組を推進してまいります。

最後の柱、(3)市民サービスの再構築でございますが、単に経費を削減し、採算性を追及するというのではなく、少子高齢化や社会経済環境の変化などに的確に対応するため、限られた財源の有効活用と公平・公正で効果的な市民サービスの提供といった基本的な考えのもと、社会経済環境の変化に対応した施策の再構築を進めてまいります。具体的には11ページ以降の補助・助成金の見直しから受益と負担の適正化、債権確保策の強化、持続可能な制度基盤の確立と施策の転換、ニーズの変化や代替等による施策の見直しの以上5項目を挙げております。

まず の補助・助成金の見直しは、補助率や終期の設定など、補助の分類ごとに設定した見直し基準をもとに客観的な視点からその目的と必要性を総点検し、費用対効果が低くなったものや役割が薄れたものは見直すなど、適正化に向けた取組を進める一方で、市民やNPOなどさまざまな団体の支援を通して、地域の公益目的を達成するための補助・助成金については、必要性の高いところに重点的な活用を図ってまいります。

次に の受益と負担の適正化でございますけれども、公共サービスには個人の意思による選択的なサービスですとか、対象者が特定少数の市民に限定されているサービス、年齢

など一定の要件によって提供されるサービス、基礎的なサービスに上乘せして提供されるサービスなど、さまざまな形態のものがありますので、それぞれの状況や経緯を踏まえた上で、引き続き受益に対する負担の適正化を図ってまいります。

の債権確保策の強化ですが、基幹的収入でございます市税については、引き続き滞納額の圧縮と、収納率の向上に向けた取組を続け、平成20年度の目標である滞納額100億円未満、収入率95.0%の達成に向け、債権確保策を一層強化するほか、国民健康保険料を初め保育料、住宅使用料等についてもこれまで以上の取組を推進してまいります。

また 持続可能な制度基盤の確立と施策の転換でございますが、多様な市民生活やニーズに即した真に必要なサービスを将来にわたって維持し、持続可能な制度として再構築していくための例示といたしまして、分別収集の拡大、収集回数の見直し、委託化などの具体化と経済的手法についての検討を行うごみの減量化の推進や、国の動向を見ながら事業のあり方の検討を進める老人医療費助成などを掲げてございます。

次の12ページをお開きいただきたいと思います。 のニーズの変化や代替等による施策の見直しでございますが、制度創設時の施策目的が失われたものや、目標が達成されたものなど、時代状況の変化に対応した適切な見直しを進めるものの例示として、結婚式場や勤労者福祉共済事業を掲げてございます。

次に迅速で利便性の高いサービスの効率的・効果的な提供といたしましては、IT社会に対応した電子申請システムの構築や、戸籍の電算化等の情報環境の整備を進めるほか、市民からの問い合わせ、苦情・相談等に一元的な対応を図る総合コンタクトセンターの整備などによる市民満足度の高い窓口相談サービスの提供を図ってまいります。

また「何を増やし、何をつくる」といった発想や、目的ごとの施設整備、組織縦割りの管理運営など、これまでの執行方法等を転換し、既存の施設や地域資源としての学校施設を最大限活用するとともに、施設の管理運営についても民間活用や地域住民の参画等を推進する公共公益施設の有効活用の推進を図るとともに、13ページにまいりまして、「地域のことは地域で決めて実行する」ことを原則としながら、協働に関する基本的な考え方、基準である「協働のルール」の策定を初めとする市民活動支援の取組や、シニア世代の知識・能力の活用など、市民協働による地域課題の解決を推進するほか、引き続き「窓口サービス機能中心の区役所から、地域課題を自ら発見し解決できる市民協働拠点へ」を基本方向とする区行政改革につきましても、地方分権時代における新たな自治制度の確立に向けた取り組みとして、総合的に推進してまいりたいと考えております。

以上、第2次改革プランの概要につきまして、非常にかげ足ではございますが、ご説明させていただきました。今後この素案をもとに、行財政改革委員会でのご意見等を初め、市民や議会のご意見を伺い、後ほどご説明ご予約しております総合計画、実行計画とも十分連携しながら作業を進めまして、3月末には第2次行財政改革プランとして策定してまいりたいと考えております。

素案の概要についてのご説明は、以上でございます。

以上、事務方の方から先に説明をさせていただきましたが、ただいま大森座長お見えでございますので、以降、大森座長の方にバトンタッチをしたいと思います。よろしく願います。

大森座長

すみません。ご無礼になりました。申しわけありませんでした。

それでは、引き続きまして市長さんが半ぐらいまでおいでくださるといふふうに聞いていますので、今第2次の改革プランのご説明ございましたものですから、市長さんがいる間に質疑ができるようなことがあれば、させていただいて、今後のことにかかわるものですから、今日のご出席の委員の皆さん方から、できれば私としては全員から何かご所見など承ればというふうに思っています。

伊藤行財政改革実施本部主幹

市長の方からまだごあいさつをしなかったので、ちょっと市長の方からごあいさつを若干お時間をいただいたらと。

阿部市長

一言ごあいさつさせていただきます。今日は大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。また、これまで大変お世話になりまして、ありがとうございます。

ご存じのとおり、本市の行財政改革は平成14年7月に「財政危機宣言」を発表しましたが、それを受けて同年9月に行財政改革プランを発表して、それ以来、現在まで3か年にわたりまして市政運営の最重要課題と位置づけて取組を進めてきたわけでございます。プラン発表直後には市民の皆様にも、また庁内におきましても衝撃や戸惑いが感じられま

したけれども、今回の改革は3つの視点がございまして、一つは厳しい財政状況の中で持続的で安定的な行財政運営を行うことによって、何よりも市民生活の維持向上を継続的に行っていくと、そういうことを目的にしているものでございます。

また2番目としましては、間もなくやってまいります人口減少時代、本格的な少子高齢時代や地方分権時代の到来という、時代の大きな転換期でございますけれども、それに対する備えを十分にしていきたいということでございます。3番目としましては、そのために単にコストカットを進めるというだけでなく、内部改革であります行政体制を再整備するとか、あるいは公共公益施設・都市基盤整備の見直し、あるいは市民サービスについても再構築をするという、この3つを柱として、この3つの柱の線に沿った改革を一体のものとして進めていくということが、今後とも必要であるというようなことでございます。

そういうことを訴えることによって、次第に市民の皆様のご理解を得ることができるようになったわけでございますけれども、この考え方は今後とも変わらないものと思っております。改革の成果につきましては、先ほど事務局からご報告いたしましたとおりでございます。改革の目標数値としました300億円については、これを上回る金額的に320億円の財政的効果を上げることができました。また、3本柱の考え方については、どれについても改革を実行できたと思っております。また、分権型社会の新たな自治制度への取組としまして、自治基本条例を制定いたしまして、その中でも区役所の権限を強化することによって、市民協働のまちづくりを区役所中心に進めるという、そういった区行政改革の基本方向に明らかにすることができました。また、行政内部の意識改革についても、進んではきたわけですが、これについてはなお一層強化していく必要があるということで、今回は第2次改革の中で新たに大きな項目として取り上げているところでございます。

このように、本市における改革は改革委員の皆様方の叱咤激励と市民の皆様のご理解をいただきながら、大体予定どおりの成果を上げることができたわけでございますけれども、ご存じのように国や自治体を取り巻く行財政環境は、相変わらず大変厳しいものがございます。本市におきましても市税収入が思うように伸びておりませんし、また地方財政計画という、国全体の自治体の財政計画の見直し等の影響によって、一層厳しい状況にあります。また、国における三位一体改革の動向も依然として不透明な状況にあるわけでございます。

したがって、このような厳しい財政状況の中で市民生活を維持向上させるための行

財政改革につきましては、ここで取組を終わるのではなくて、むしろ一層その取組を強化していかなければならないという状況でございます。昨年12月議会で新しい基本構想について議決をいただきましたが、その基本構想に基づく総合計画の実行計画を策定中でございますけれども、この実行計画は行財政改革を車の両輪として推進していかなければならない。前向きの部分が総合計画で、その具体化したものが実行計画でございますけれども、片方で行財政改革をしっかり行うことによって、体質を強化して筋肉質にしてやっていくということでございます。また、自治基本条例に基づく取組と区の行政改革を一層推進しまして、地域のことは地域で決めて実行すると、そしてその主役は市民であるという基本的な考え方に基づいて、市民自治の拡充のためのしくみづくりも取り組んでいかなければならないと考えているわけでございます。

その背景としては、少子高齢社会、しかも団塊の世代の方々が元気な高齢者として地域社会に戻ってくるという状況でございますので、収入が多くなければ税収にははね返ってきませんが、しかし元気な高齢者が地域社会にたくさんいらっしゃるということは、その人たちを主体とした自治のまちづくりが十分にできるということでございますので、地方自治の本来の姿に立ち返って、みんなで力を合わせて地域をつくるという、そういう形をこの川崎で実現していきたいと、そのように思っているわけでございます。

本日は、平成14年に発足しました本改革委員会につきましては、最後の委員会となるわけでございます。この間大森座長を初め、各委員の皆様には大変お世話になったわけでございます。大森先生には副座長を置かない、本委員会におきまして文字どおり代役のない座長としてこれまで行政運営のあり方を根本から見直そうという、この改革について大変貴重なご示唆をいただき、また時には厳しいご指摘、ご意見あるいは叱咤激励をいただいてまいりました。本日も風邪で高熱のところをご出席いただきまして、心から感謝申し上げます。私どもはそのご叱正の中にも、本市の改革に対する最大の理解者としての温かい励ましを感じながら、取組を進めることができたわけでございます。

また、先ほど申し上げましたように、プラン発表直後にあった衝撃や戸惑いの中で、改革が当初掲げました目標をほぼ達成して、この3年間で改革の基本的な方向を確立できたのは、本改革委員会の委員の皆様的確なご指摘や叱咤激励の賜物であると考えております。心より感謝申し上げます。第1次改革委員会は、本日で一応最後の委員会となりますけれども、大森座長初め、各委員の皆様には今後とも本市の行財政運営についてお気づきの点があれば、いつでも忌憚なくご意見、ご叱正を賜りたいと考えて

おりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、これまでの取組を振り返りながら、第2次改革プラン素案についてのご意見を伺うわけでございますが、先ほど事務方から説明した内容を中心として、ご議論をいただければ大変ありがたいと思います。

それでは、あいさつが中間になりましたけれども、失礼をお許しいただきまして、改めて御礼を申し上げ、今後ともご指導いただきますことをお願いして、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

大森座長

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。やはり副座長を置くべきだったのではないかと、今日はしみじみ思いました。

市長さんから直接ごあいさつの中に、今までの改革とこれからのある種の決意などを述べていただきました。先ほど事務方からこの改革プランの第2次につきましてご説明ございましたので、しばらくの間皆さん方からご意見を出していただきたいなと思っています。例によってどなたからでも結構でございますので、よろしくお願いいたします。松本さんあたりから。

松本委員

最初に質問でいいですか。

大森座長

どうぞ、構いません。

松本委員

三位一体改革が不透明だと、これまさにいろいろな面で不透明な点が多いのですけれども、まず川崎市としてどの点が不透明で、一番懸念される点はどこかという、そのところを教えていただきたいと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

大森座長

これはどうでしょうか。事務方からしていただきますか。ではよろしくお願いいたします。

糊澤財政局長

逆に一番三位一体の改革で地方が、特に市町村が危惧しているのは、生活保護費の国庫負担金を見直すと、これが一番大きな課題ですし、金額的にも大きなものです。これが一応先送りされたという形になっておりますので、来年度どうなるかということが一つわかりません。それから額的に大きな今後予想されるものとしては、義務教育費の負担金です。先生方の給料でございますけれども、これが今県の負担金ということになっていて、県で先生たちのお給料を払っているのですけれども、これを指定都市で給料を払うということになって、県の先生たちが市の方で給料を払うと、こういうことになってくるわけです。そうしますとこれに対しても負担金で来るのか、あるいは交付金で来るのかという問題がありますし、それからもう1件大きなのは超過負担が発生するのではないかと。超過負担といっても数億とか、そういう話ではなくて、何十億円単位の超過負担が発生するのではないかと。

松本委員

超過負担。

糊澤財政局長

超過負担です。例えば先生方の国がこれだけの人数と認めているのに、今県単独で先生方をふやしているとか、あるいは単価性と申しまして、先生たちのお給料これだけだと言って国が交付するとか、補助するものがもっと高いとか、そういうところで国の基準よりも多くなっている部分です。こういう部分が発生するのではないかと。これが一番大きな課題でございます。

松本委員

最大規模で、歳入にどの程度の影響がありそうなんですか。

糊澤財政局長

それはちょっとわかりません。それからもう一つ大きな今度は歳入の問題ですけれども、税の問題がございます。税が……。

松本委員

税の移譲の問題がありますよね。

棚澤財政局長

そうですね。10%フラット化という問題があるわけです。これが所得税から地方税の方に回すと。税をフラット化してこれを10%ということになるでしょうけれども、その分国庫負担金を減らすと。そこでどちらが優位になってくるのか、あるいはその都市によっても違うわけです。全国一律にその都市で平等に配分できるという問題ではないわけです。それともう一つは県と市の配分です。県と市町村の配分がどういうふうになるのか、その辺のところはまだわかっていないと。この三つが非常に大きな課題だろうというふうに考えております。

松本委員

これは平成18年度ごろに来るわけですね。

棚澤財政局長

一応18年度とは言っていますけれども、これも17年度までにはと言っても国はなかなかできなかったということもございまして、果たして18年度中にそれがすべてできるかというのは、ちょっとわからないです。

松本委員

来てから対応するしかないということですか。

棚澤財政局長

もちろん私も、地方挙げて知事会あるいは市町村会等で要望はしていきますけれども、相手があることですので、今年のように地方が小異を捨てて同じ意見で国に提出しても、国がなかなかそれには了解してくれなかったと、こういう面もございまして、果たしてそのとおりになるかどうかというのはちょっとわからないです。

大森座長

よろしいですか。

松本委員

大変だということはわかります。

大森座長

ほかに。ちょっと簡単で結構ですので、お隣に行きまして八木さんに。何かあればご発言いただくと、ご質問でもいいです。

八木委員

これまでの取組につきましては、私は着実に成果が上がっていると、こういう認識をします。今までどなたもこの問題について手をつけてこなかったわけですがけれども、初めてこうした形で改革にメスを入れた市長を初め、スタッフの皆さんにまず私は敬意を表したいと思います。スピードだとかそういう部分について、やや物足りなさというのはあっても、ここまでの成果を上げたということはすばらしいことだと思います。

ただ依然としてこれからの税収等については、今の三位一体の話でも非常に不透明でありますし、私ども民間の経営者としてはいずれにしろ入ってくるものについては、余り多くを期待しない、最悪のケースで物事というのを立てていくというような習性がありますので、そういう意味でも三位一体でどんなふうになるのか、プラスになるのかというよりもやはりマイナスになるんだというふうに考えて、これ以後もいろいろな改革というものについては進めていかなければいけないであろうと、こう思いますし、そういう意味でも今後3年間でまた職員の1,000名の削減だとか、そういったことに取り組み、かつその上で市民に対して痛みを伴うような市民サービスの改革ということについても、これはやむを得ないのではないか、このように私は思います。

大森座長

ありがとうございました。野村さんに行ってよろしいですか。一言ずつちょっと今日はお願いしたい。

野村委員

まずは大変ご苦勞さまでございます。いろいろと働く者の立場で言わせていただきましたけれども、それなりに市長を初め各関係者の皆さん、お気使いをしていただきながら進められたというふうに思っていますし、そういうことでまた働く側の方からも私も聞いておりますので、安心はしているところでございます。ただ今後のことについて、少し申し上げさせていただきたいのは、1次改革については比較的全体としてのコンセンサスなり、理解を得られやすいものが、順位としては先にあったのではないのかなという思いもしております。そういった意味では、今後より痛みを負う部分なり、あるいは役所自身の本体に切り込んでいくということも含めて、少なからず多くの軋轢があるものも出るのではないかなというふうに私自身は思っているところであります。

そういった意味では、これまで市長を中心に職員の意識改革、あるいはそういったことも含めて全体の合意づくりということについて、いろいろご苦勞を願ったわけですが、これからは市そして市民の皆さん含めて、全体としてより多くの議論を積み重ねながら、理解をいただくということがより大切なのではないかなというふうに私自身も思っているところであります。そういった意味では、従来に増して事務方の皆さんを含めて、そうしたご努力を重ねてお願いをしなくてはいけないということについて、特段のご理解をお願いをしておきたいというふうに思います。

それと、1点少しこれ質問にも入るかもわかりませんが、3年間で1,000名の削減ということがございました。先ほども事務方から説明がありましたように、07年問題とって、先ほどありました団塊の世代の皆さんが大量で以降定年退職を迎えられると。そこのバランスで私どもの民間企業で言えばいろいろな技術技能の伝承をどういうふうにしていくのだということが、現場の力を弱めないという意味で今大きな課題になっているわけでありませう。

そうした点も冒頭市長がおっしゃったように、単にコストカットということではなくて、全体として必要なものについてはきちんとより重点を置いて優先的にやると、そうした視点というのをぜひ見失わないで我々としてはお願いしたいと。いずれにしても総合力として市の体制と市民へのサービスというものを強化されなくてははいけませんので、ぜひそうした視点を忘れないでお願い申し上げたいというふうに思います。

以上であります。

大森座長

ありがとうございました。最後の点は少し大きい話でして、3年間約1,000名の職員、これは団塊の世代のことを見込んでやっているのですけれども、結構な数値ではないかと外目から見ても見えますので、今のようなことについて市長さん一言この点について何かご所見があれば。

阿部市長

やはり団塊の世代の退職の問題は、非常に大きいわけです。ですから、もちろん必要な職種、職務についてはただ単に減らすだけではなくて、補充をしていくということを当然考えないといけませんし、それから退職後も再雇用という形で必要な部分については後継者育成のために配置をするということも考えて、おっしゃるような問題がありますので、十分にそれは配慮をしていくということで、担当もみんな理解していると思いますので、大丈夫だと思います。ただやはり一挙に大量にというのは、それだけでも大変な影響が出ますので、慎重にやっておかないといけないと思います。

それからちょっとさかのぼりますけれども、三位一体の改革については、今現時点でどちらかというと地方財政を圧縮するような形、例えば地方交付税を減らすとか、大阪の問題が出てきてしまったので、何とも地方自治体としては主張しにくくなってしまっているのですけれども、むだ遣いがあるという理由でどんどんどんどん切り込まれて、行政ニーズはあるのだけれども、総額を削られて地方財政が圧縮されるというような形で進んでいるのがとても気がかりなわけです。

ただ三位一体改革全体としては、これから右肩上がりに財政が伸びないような時代で、元気な高齢者がたくさん出るという時代にどう対応していくかということですので、従来のように国のコントロールで日本全国が動くというしくみではなくて、それぞれの地域ごとに自発性によって動くというしくみがきちんと取り入れられれば、かなり効率的な低コスト社会ができ上がる可能性もありますので、三位一体改革によって地方自治体の権限が強くなり、自主性が強くなるというのは基本的に歓迎すべきことだと思っております。それに対応するような地域力というのですか、地域で自ら問題を解決し、自ら何かを形成していくというような、そういう地域全体の力を強化していくことがどうしても不可欠になってまいりますので、そういう意味では区役所を中心にして現場主義というのですか、分権、地域協働のしくみを早くつくるということが大事で、今回改革の中でも重要な要素に

なっておりますので、ぜひともこんなところは進めていきたいと、そういうぐあいに思っているところでございます。

以上でございます。

大森座長

ありがとうございました。では長澤さん、よろしいですか。お願いします。

長澤委員

長澤でございます。今回から初めて参加させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。質問でもよろしゅうございますか。

大森座長

何でも結構です。

長澤委員

初めて参加させていただいたものですから、いろいろ非常識な質問やら意見を言うかもしれませんが、その説はよろしくお願いたします。

この第2次の行財政改革プランというのは、第1次に引き続いてということですので、これ質問なのですが、期間は3年間ということで、そういう理解でよろしいのでしょうか。

それからもう1点、3年間の中でアクションプラン的に毎年、例えば予定に対してどこまで実績が上がったかというような、そういう予定対実績のパフォーマンスをチェックしていくという、そういうようなことはお考えなのでしょうか、それとも3年間やってこれだと、こういうことになるのでしょうか。ちょっと質問です。

大森座長

そのことから。

砂田総務局長

では2点ございました。3年間ということで、後半の方から先に申し上げますが、アクションプランということにつきましては、一応今年度末、この素案がベースになりまし

て、この後の議会の方でもいろいろと議論いただきたいと思います。それをベースに具体的な目標を今年度末、行財政改革の実行計画として具体的な内容を盛り込んだ形でお示しいたいというふうに思っております。期間については先ほど来話が出ていますとおり、第1次が3年間であったということもございまして、もう一方で総合計画の実行計画、片方で公共施設・市民サービス等を含めた計画がつけられております。それも3年間ということで、それと全く一体のものとして進めたいということで、3年間の実行計画、行財政改革という形で考えております。

以上でございます。

大森座長

よろしいですか。何かご意見があれば。どうぞ。

長澤委員

1点よろしいですか。ちょっと11ページの非常に私興味を持って拝見させていただいた、この一番上の補助・助成金の見直しというのがございますが、この中で市民やNPOなどさまざまな団体の支援を通して、地域の公益目的を達成するための補助・助成金は市民と行政の新たなパートナーシップを築く観点から、必要性の高いところに重点的に活用を図るとというのがございます。それともう1ページ、13ページの上の方に「市民協働による地域課題の解決」というのがございまして、「今後定年を迎えるシニア世代の知識・能力を幅広い視点で活用する」この二つをちょっと興味深く見たわけですが、例えば具体的なものはこれから検討されると思うのですが、ぜひその中で私放置自転車、これの対策をぜひこれを使っていただいたらどうか。つまり民間の活力を使ってNPOを立ち上げていただいて、NPOの皆さんに放置自転車の解決を図るというようなことをどこかの拠点からモデルケースとしてやってみるといようなことはいかがでしょうか。

例えば今60歳定年になりましても、非常に元気な方がいらっしゃいます。例えば警察官を60歳になってやめたような方々、こういうのはいっぱいおられるわけですが、そういう方々を活用して、これ恐らく応募したら少し出てくると私は思っているのですが、そういうNPOを立ち上げて、放置自転車の解決を図っていくといようなのはいかがかと思っているのですが、その辺の具体的なものはこれからお勉強されると思いますので、

ぜひこれも含めてご検討いただければありがたいと思います。

大森座長

アイデアが出たところはよく。よろしいでしょうか。藤原さん、では何かある。

藤原委員

3年間お疲れさまでした。やはり新聞でいろいろ記事を読みまして、非常に何か着々と推進していて、川崎市民としてとても誇らしい気持ちで、特に昨今の大阪市の問題なんか取り上げられているのとは比べますと、非常に川崎市はきちんとやっているんだと。今後具体的に次の3年計画で給与削減等に落とし込んでいった場合に、大阪市のような組合組織との軋轢という問題が発生する可能性はあると思うのですが、その辺のところをうまくやっていただきたいなど。やはりああいうものが出てしまうと、大阪市民としても多分恥ずかしいなと思うようなところが川崎市民として出ないような形に根回し等々をやっていたらなと思います。

あとこの前企業誘致で、あれは味の素さんでしたっけ、川崎市に誘致されるって。非常に大手の企業が川崎市に来られることによって、雇用機会の増加なんかもありますし、また今後シルバーの中で定年退職を迎えられた方たちの第2の職場というのも非常に重要になってきますので、これからもぜひお進めいただきたいと思います。あとアジア初のITですね、あれもぜひ期待しておりますので、やっていただけたらと思います。

以上です。

大森座長

ありがとうございました。大阪のやつ、あれ見えていますと市民がきつくて、市民の1人の意見ですけども、「大阪市役所は大阪から出ていけ」と言われています。あれは働いている人は切ないなと思うのですよね。ここにとどまってと言わなければいけないのに、出ていけというのはつらいですけども、多分大阪もある程度直ると思うのです。だから多分大阪で最後になると。大阪を上回るほどのところはちょっと見当たらないでしょう。辻先生、ないでしょうね。

辻委員

ないです。

大森座長

やはり世間の目は相当厳しいということは確かですよね。ありがとうございました。飯田さん、終始市民の立場でご発言いただいておりますので、どうぞよろしく。

飯田委員

最初の改革の出たときには、新総合計画の素案とか自治基本条例がまだできていないときで、私たちのめざす川崎はどのような姿なのかというのがわからないまま改革が始まったのかなというふうに、あの時点を思い起こしてみますと考えていました。でもいよいよ自治基本条例も議会を通過して、この4月から実際に動き出すというようなこととか、新総合計画もこのような素案が出て、いろいろなところで改革と新総合計画との関連性みたいなのがわかってきて、私としてはここに座らせていただいたおかげでしっかりと見守るといふか、市民の立場ですから、非常に狭くて生活というレベルでしか発想の原点はそこにあるのですけれども、とても有意義な経験をさせていただきました。

それで、やはり一番私たちの気になるのは市民として言えば市民サービスの最構築というところが、市民生活と一番密着しているというふうに思いまして、これがある程度市民の満足度を満たしているということが改革でも必要なのかなというふうに思っております。そういう意味では負担の公平性だとか、今の限られた税制の中でどこにお金が行くのかというような点をきちんと整理されて、ある程度の市民の納得の行くところで今までは進められたというふうに思います。これから3年間についていろいろな案のもとにこれから進むところについては少し軋轢があるのかなということを感じないではありません。それと私、ずっと市民の立場から環境と経済との共生みたいなことをずっとお話しさせていただいてきました。やはり一番大事なことは、川崎市の向かうべき姿というの、環境を活かした産業を誘致したり、今お話にあったアジアに向けて環境技術を発信したりという、そういうところがすごく川崎の特色でもあり、それが市民からもやはり評価されることになるのだというふうに思います。

それで、そういう点から行きまして、ごみ減量の推進、分別収集の拡大、このような課題というのはある程度3年間で進められて、これからの実際に市民にとって収集回数が減ったりとか、分別が拡大することによって煩雑さを感じたりというようなことになりなが

ら、それがごみ減量化につながっていくという、そういうステップを市民生活の中で味わうことになるんだというふうに思っております。ただちょっとその速度が遅くて、私としてはもうちょっと収集回数を減らしたり、それから収集体制を変えることでごみ減量が進んでいく、分別収集が拡大するという、そのステップがちょっと遅いなという実感を持っております、そのことはやはりここでも申し上げたいなというふうに思います。その上に立って、そういう分別が進んだ上で、やはり家庭ごみの有料化のような課題というのは必ず出てきますので、国の環境省なんかも方針として出していくというところもありますので、そういう過程を経た上で、やはり市民生活の中での経済的な負担というところでも入って、ご議論していただくのがいいのかなというふうに思います。

それと、やはり焼却場をどうするかというところ、新総合のところにも少し出ておりますけれども、燃やし続けながら分別体制をしていくというふうになりますと、分別の費用だけがかさんでいくのです。ですから4場体制から3場体制にするような、そういうしくみを考えていきながら、具体的な削減になるような、費用が増大しないようなやり方があるというふうに思います。最終処分場もそれによって整備をしなくて済むようなことになるわけですから、今何百億円というようなことがかかっておりますので、そのようなしっかりとしたしくみがめざすものが必要なのかなというふうに思っております。

それからもう一つ、市長さんにお伺いしたいのですが、地下鉄のことなのですが、地下鉄のことについては今日ではなくて、議会で発表されるということを知っておりますが、その際にやはり私たちとしては次世代に対しての負担がなるべく少ないような、継続可能な川崎というようなところで選択していただければうれしいなと思っておりますが、市長さんがこれから話すことを今お聞きすることはできないのですが、これ行革の中でどういうふうなこと、お話しになれる範囲で結構ですけれども、ちょっとお話ししていただければなと思っております。

大森座長

では川崎さんご発言いただいて、市長さんが間もなく出なければならぬですから。では川崎さん、ご発言されて。

川崎委員

3年間どうもありがとうございました。私、行財政改革、全然素人なんですけれども、

発言の機会を私に与えていただきまして、感謝いたします。本当にいろいろ生意気なことも申し上げましたけれども、いろいろと丁寧にご回答いただきまして、ありがとうございます。

今度また2次で引き続き行革を進められるということですが、一つ市民協働ということで、私いろいろ今までかかわってきましたので、意見として申し上げますけれども、一つは地区のまちづくりという単位が大事ではないかと思っています。それはやはり区の単位ってまだちょっと市民が地域課題を解決するには大き過ぎるかな。20万人という人口、高津でももうすぐ20万になってしまいますけれども、ですからやはり地区の単位とか地域の単位とか、もう少し小さな単位で考えていけるようなしくみを考えた方がいいというふうに考えています。それは都市計画のマスタープラン、区民提案の中でも各区から同じようなことで意見が出ております。

その中で、今日いただいた資料の中で12ページ、学校を地域のコミュニティの拠点として活用していくということは、大変私は興味深く思っています、一つその中で使えるスペースがあるので使いたいということがあると思うのですが、一番問題になるのは防犯の問題だと思いますから、まずそこを学校に怪しい人が入ってこないようなしくみというところから、ではその地域の防犯というのは何かというところを考えていって、それを一つのコミュニティのまちづくりの新しい出発点にしていくということが可能なのではないかと思います。

それから17年度に新しく地区まちづくりということで、新たに予算がつきますけれども、それ単にまち局だけの予算として扱うのではなくて、地区の単位というのは何も土地利用とか建物とか、そういった話だけがまちづくりではなくて、当然地区でいろいろなことを考えていくと、防犯とか子育てとか、高齢者福祉とか、環境の問題とか、いろいろなそういった面がやってみると出てくるということで、それをトータルに考えていく単位としての地区まちづくりという単位を、ぜひ今後支援をしていただきたいと思います。

大森座長

よろしいですか。ちょっと総合計画との話とも連動します。では市長さん、ご退席でしょうか、何かお答えできる範囲で結構ですので、最後に一言。

阿部市長

地下鉄の話からです。地下鉄については17日に発表するわけで、今再評価をやっているとおりなのですが、財政的に成り立たないということで5年程度延期ということを決めました。これは先に着工を遅らせることによって、一般会計の方のやり繰りがしやすくなるということがあります。しかし収入がずっと右肩下がりに落ちるようではだめなので、そこは企業の誘致やなんかで少し税収が上がってくるような状態になるかどうかというのは、一つの決め手になると思います。

それからやはり事業そのもので採算がとれるものでないといけないので、今新百合から元住吉というので計算すると、これはちょっとどうも無理みたいなのです。そうすると武蔵小杉に入れることによって、武蔵小杉に横須賀線の新駅をつくと、今度は成田空港まで直行になりますから、ですからその辺のつながりで広域的に見てどうかということは今検討している最中です。だからそういうことまで踏まえて、これからの対応の仕方やれるのかやれないのか、国との関係でどうかということを判断していきたいというぐあいに思っています。

それからごみ関係のスピードは、実はこれは職員の退職とセットで、結局役所というのは本当に生ぬるいと言われればそのとおりなのですが、やはり生首切れないという宿命がありまして、つまりそれはどこに職員を配属するかというのは市長の権限でして、たまたまごみ収集の方に配属された人間はそこで首になるということになると、その配置の仕方そのものがどうだという話になるので、市役所全部廃止するのなら全部首にできるのですけれども、そういうところが民間会社と違うので、職員退職の動向にあわせて転換を進めておりますので、どうしてもスピードはそれに合うという形になってしまうので、ご理解いただきたいと思います。それから焼却と分別もこうなのです。鎌倉みたいに分別を想定して焼却施設をつくらなかったら、実際上は分別が進まないために、焼却をよその土地に頼まないといけないという形になってしまうというケースが出るので、やはり若干緩みがあっても現実的に対応して、最終的にはピシッと行くようなものにしないといけないというので、おっしゃることはよくわかりますけれども、現実的な対応でやらざるを得ないと思います。

それから川崎さんの地区単位のまちづくり、これ全くそのとおりなのです。防犯、防災、自主防災組織もそうです。平成17年度の予算では地区公園をできるだけ地元の人たちにお願ひして、しょっちゅう目が届くようにしてやろうかという切りかえもやっております。

ますし、子育てについても身近なところでお互いに力を合わせてできるように、そのしくみをどういうぐあいにしてつくるかというのは、これからの課題です。ただ区の中の地区を一律に全部この区、この区、この区と切るのは難しいと思うのです。ですからそれぞれの内容次第で、内容によってどのぐらいの単位がいいのか、小学校がいいのか中学校がいいのか、あるいは町内会がいいのかということを見きわめていかないといけないので、しかもそれは自主的に出てくるような話とと思っていますので、ぜひそういうところでお力を貸していただきたいと思います。

以上でございます。

大森座長

ありがとうございました。

松本委員

すみません。地下鉄の件は相模鉄道が川崎市の中を随分通るようになりますね。今の武蔵小杉の話もあって、かなりアゲインストな風なのかなと思っていますが、その辺はいかがなのですか。

阿部市長

やはり多摩ニュータウンからずっと羽田空港までというような首都圏全体の大きな枠組みで考えると、やはりあった方がいいですね。ただ問題は東横線のところから川崎のところまで南武線1本あればいいじゃないかというご意見もありますので、その辺のところをどの線とどういうぐあいにつなぐかというのは、今後やはり再検討しないといけないと思うのです。要するに機能がきちんと保たれるようにして、経費は最小限にするという方法で今の検討をしております。相模鉄道の影響もあるとは思いますが、また多摩ニュータウンの方からの流れで、中央線の混雑緩和とか、いろいろなもの混雑緩和ですから、ちょっと違う計算が出てくるだろうと思っているのですけれども。

大森座長

では市長さん、お忙しいのにありがとうございました。

阿部市長

すみません。よろしくどうぞお願いします。

大森座長

辻さんのご意見はまだ聞いていないのですけれども、飛ばしまして、今気がついたので、すけれども。この第2次改革プランについて、何かご意見があれば出していただいたらと思います。

辻委員

私も大きな枠組みに出されているもの、これまでの成果も含めて、大枠ではこの方向で進めていっていいんじゃないかというふうに思っています。問題は先ほどもどなたかの委員が言われましたが、特に行革は継続が重要なので、今回がいわばこれ2次行革がいよいよ難しい局面になってきて、これをどうやって継続して進めていけるのかというのが大きな課題だと思います。

執行の仕方から考えますと、今度総合計画等も含めて一体的に運動していくというようなことにも配慮されると聞いていますので、いい意味で一体的に運用できるようになって、「ゆるふん」にならないように、総合計画の委員もやっておきながら、こう言うのも何ですけれども、押さえるところは押さえるということの中で、一体的な運用をぜひ考えてほしいと全体では思います。

あと細かいところ、ちょっとコメント風に言いますと、概要版ですと6ページのところに3年間で1,000人の目標と出ていましたが、もともと今回出されていた1,000人というのも、いわば絶対達成しなければならない数字というよりも、一つのメルクマールぐらいで、数値だけを目的化することは必要ないと思うんですが、大量に退職される方がおられるのと、それからそれこそ指定管理者制度で今まで直営でやっていくことが前提になっていたものが、大量に民間に移せるということを考えますと、場合によってはもっとこの3年間に1,000人以上無理なく、薄く広く1,000人というの厳しいのですが、どこか局所的に人が削減できることを考えると、この1,000人というのはいくら少し上方修正してもいいのではないかというのを一つ思いました。

それからもう一つ、主幹、主査のポスト数の削減のところなんですけど、もちろん職員が減ってきますので、ポスト数も減ってくると思うんですが、主査みたいなポジションも仕

事の仕方にもかかわってきますので、この部分の削減はどの程度考えるかというのは、やはり定員のように数値を目標にして、とにかく削れという話にはならないのではないかなという感じがします。それから9ページのところで、既存ストックの活用の話が出まして、これは次期3カ年というよりも、今後それぞれ20年間を考えていった場合に、明らかに既存ストックの占める比重がどんどんどんどん大きくなるわけです。今は仮に地下鉄について議論が先ほどありましたが、ボリュームから言うとああいう新規で何かつくるかというよりも、既につくってあるものをどうやって維持管理していくかと。このところが頭の中には入っているんですが、具体的には余り数値化されていないので、この既存ストックをかなり長いタイムスパンで、市が持っている延べ床面積で考えてもいいのですが、少し今回の中で検討をしていくきっかけにできればいいのではないかなというふうに思います。

それから11ページのところで、先ほどこれもどなたかの委員が注目されましたが、やはり川崎の魅力を発見するというところで、いろいろな市民活動、もともと盛んだったのですが、それをさらに加速化していこうということを考えますと、この市民公益活動の助成金のあり方等、これがやはりあり方が非常に重要になってくるのではないかなというふうに思います。一方で総額で幾ら確保するかという問題もあるかもしれませんが、同時に下手をすると、まさにこれ少額の補助金の典型になってしまう可能性もあるんです。したがって、今ここに書いてあるとおり、どのような形で重点的な活用ができるのかと。それを区とそれから全市的な話とを含めて精査していくことが、今後の重要な課題になるのではないかなというふうに思いました。これらをトータルにまとめる形で、多分13ページの最後の区の行政改革の総合的推進とあるのですが、市民の関心からしますと、直接は区のところやはり最前線になりますので、このところを十分重点的に運用していただきたいというふうに思います。

以上です。

大森座長

ありがとうございました。今までお聞きになっていて、なおこの件についてつけ加えたいようなことはございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

八木委員

お聞きしていて、これからの3年がかなり正念場といたしますか、厳しいものになるだろうと、こういうご意見が何人かの方から出ましたけれども、ただこれを見る限り私はこれからの3年間でここに掲げたものが今まで以上に大変困難なものかというふうにも思えないのです。といたしますのは、今辻先生がおっしゃったように、1,000人の削減、これは団塊の世代がそれ以上に退職する中であって、決して達成不可能ではないし、野村さんがおっしゃるように知識なり技能の継承という部分については、私どももやっているのですけれども、再雇用制度を活用すれば、ある程度はつないでいけるのだろうと思いますし、再雇用制度にすれば当然のことながら、今までよりもコスト的にはかなり低くなるわけでありまして、そういったことをつないでいくということもできるだろう。したがって、最も最大のコストである人件費については、十分に削減は可能だろうと。もっと細かいことを言えば、まだ手当が35ぐらいあるというようなことが書かれております。特殊勤務手当でしょうか。我々も民間からすると35の手当は、何と何と何だろうと思うぐらい多いんです。

ですからこういったもののスリム化だってできるだろうし。そういうことをした上で、市民に対するサービスのある程度のカットといたしますか、痛みについては、ここでも11ページの老人医療費助成については、国は今70でそれをもっと引き上げようとする中で、川崎市は67からです。67から老人医療費という、そもそも表現だっておかしいというふうにさえ私は思います。ですから、この費用がどれだけの額なのかわかりませんが、こうした一つ一つを見ていけば、まだまだ減らせる部分というのはあるし、これは市民のサービスについて減らせる部分というのはまだあるんだと。こう考えますとこれから3年間の市の財政というのは、今の時点で良化できる可能性もあるのでしょうかけれども、どちらかというとは私は悲観的なものですから、やはりこういった削減できるところは今まで以上に削減していかなければいけないし、それはできるんだと、こう思います。

大森座長

第1次も1,000人を目標にして、1,123人ですから、やろうとすればできると。一応目標を立てて、目標を上回るというぐらいの努力をされたらどうでしょうかというご意見ですから、今回はいくつかの項目について出ていますので、具体化されるときにできるだけ頑張るということは当然のことではないか。ちょっといろいろな環境条件の変化も出てきますので、この程度では賄い切れなくなるかもしれませんから、もうちょっと一段

に強めなければいけない事態も起こり得ますので、それはそのときにまたきちんと対応していただく以外にないですよ。

今のところいろいろ不透明なことが多いものですから、その中でぎりぎりこういう計画を立てて遂行したいと。ほぼ大体第1次の行革のプランを引き継ぐ形で遂行をしていきたいという趣旨だというふうに私も理解しているものですから、それほど楽観して、さっき「ゆるふん」の話が出ましたけれども、そんな事態にはならない。世の中非常に厳しい時期が続くものですから、まだご担当の方々、胃が痛むような日々が続くのではないかなと思います。

この件についてよろしゅうございましょうか。次にいくつかテーマがございませけれども、移ってよろしいでしょうか。

それでは先ほど来もちょっと話題に出ていますけれども、新総合計画の素案と、それから17年度の予算について、一括してご説明を受けて、ご意見があれば出していただきましょうか。

瀧崎企画調整課長

総合企画局の企画調整課長の瀧崎と申しますが、私の方から新総合計画の素案についてご説明をさせていただきます。

お手元に素案のファイルをお配りをさせていただいておりますが、資料のご説明に入ります前に、今回の総合計画につきましては従来川崎市の総合計画の構成で申しますと、30年程度の基本構想というものと、20年間程度の基本計画、それから5年間の実施計画ということで、三層の構造でかなり計画期間も長いものでございましたが、今回これを抜本的に構成だけではなくて、内容も見直すということでございまして、ほとんど第4コーナーに差しかかっているような状況でございますけれども、新しい総合計画につきましては、基本構想につきましては10年間という期間ということで、先ほどお話もございましたが、これにつきましては議会の議決も必要でございますが、昨年の12月の議会にご提案をして議決をいただいております。それからこの基本構想に基づきます実施計画の部分で、3年間の実行計画というものと同じく今日資料もお配りをしておりますが、3年間の重点戦略プランということで、大きく構成はこういう形でございます。

それともう1点は、行財政改革とも関連をいたしますけれども、実行計画につきましては、これまでは新規の事業ですとか、大きく拡充をしていくような事業を主に対象にして

おりましたけれども、今回の実行計画につきましては、市全体の経営的な視点というよう
なことで、市で行っている施策とか事業、全部を対象にするということで、今計画の策定
を進めてございます。

それで、資料でございますが、1枚表紙がございますように、この間ご説明いたしまし
たが、今回の素案ということでは、重点戦略プランの素案と2番目が実行計画全体の素案、
それから3番目がその実行計画にかかわります全体の政策事業の体系を整理をしてござい
ます。初めに総合計画、そのベースになります基本構想の大きな枠組みでございますが、
表紙の次にA3の横長の折り込んでいるものを入れさせていただいておりますけれども、
新総合計画におけるまちづくりの基本目標と政策体系ということで、基本構想におきまし
てはここにございますように、まちづくりと申しますのは教育ですとか福祉も含めた全体
のまちづくりという意味合いで使っておりますが、その基本目標ですとか、基本方向、あ
るいはその下に、「安全で快適に暮らすまちづくり」から、7つの基本政策がございます
けれども、こういった形で総合計画の全体の基本的な枠組みを定めているものでございま
して、実行計画、重点戦略プラン等につきましても、この基本的な枠組みを踏まえて、今
素案として取りまとめているところでございます。

それから、ちなみに一番下に「基本構想の実現に向けて」ということで、3点ほど書か
せていただいておりますけれども、「分権の推進と市民自治の確立」それから「新たな時
代にふさわしい行財政システムの構築」ということで、今回の総合計画は先ほど構成を大
きく変える全体の政策事業を対象にするという点と、第1次の行財政改革プランは平成1
4年9月に策定をしておりますが、その基本的な考え方、例えば市場原理の働く部分につ
いては、民間でできるものは民間に任せる、あるいはより重点的な投資を行うですとか、
少し身近なまちづくりというものを重視していくといったような、現在の行財政改革プ
ランの基本的な考え方を踏まえて、施策なり事業も厳選をする、あるいは最構築を図って
いくというのを基本的な考え方にしてございますので、ご議論もいただいております第2次
の行財政改革プランとも車の両輪のような形で進めていくということで、新しい行財政シ
ステムの構築というのもその実現に向けてということで1点掲げさせているところでござ
います。

それから実行計画の全体像でございますが、先にインデックスを振ってございませ
けれども、資料3、政策体系の方をごらんいただきたいと思います。この政策体系についま
しては、表紙の次に目次がございますけれども、先ほどの7つの基本政策に沿って一番細か

くは具体の事務事業まででございますけれども、その全体について体系として整理をしているものでございます。

次に1ページをごらんいただきたいと思いますが、ここからが基本政策の1番目からの体系でございます。基本政策の第1階層から一番右側の第5階層の事務事業までございます。それで、基本構想との関係で申しますと、この第3階層、基本施策までが基本構想に位置づけているところでございまして、その右側の第4階層、施策課題と第5階層の事務事業につきまして、実行計画策定の中で今回整理をしているものでございます。具体的な事業につきましては、第5階層でございますけれども、ここに個別のそれぞれの体系に位置づく事業を整理をいたしております。

それから資料の見方でございますが、その事務事業の右側に重点の重1というようなことで、いくつか振ってございますけれども、これにつきましては後ほどご説明をいたします重点戦略プラン、今回は九つの重点戦略を掲げてございますけれども、その中の対象になっている具体の事業ということで、重1なりもう少し後ろに行きますと重の2とか3もございますけれども、その表示をさせていただいております。

それから全体の事業のボリュームでございますが、1ページの左側に四角の箱で七つの基本政策以降ございまして、具体的な事業につきましてはこの素案の中では1,375の事業を対象にしております。ただ関係の深い領域につきましては、再掲の扱いをしているものがございまして、それ263でございますけれども、それを含めて1,375ということでございます。

政策の体系のつくりは以上でございますが、これをもとにいたしまして、実行計画でございますけれども、その素案が資料2でございます。また表紙の次に目次がございますけれども、実行計画の素案につきましても7つの政策体系別と、それからその中で各区ごとに整理をできる事業がございますので、それについては区別計画という形で整理をしております。それからまた計画ができた後の進行というようなこととなりますけれども、計画の進行管理と評価のしくみについて、それから資料の一番最後には計画事業費の見積もりということで、全体の事業を対象にしておりますので、この計画事業費の見積もりについて載せてございます。

全体像ということで、申しわけございません。個々の内容はちょっと割愛をさせていただきますが、計画事業費につきましては、資料2の181ページをごらんいただきたいと存じますが、ここからが全体の事業を整理いたしました実行計画の計画事業費でございま

す。181ページには平成17年度の予算案のベースで整理をしてございますけれども、大まかに申しまして3年間のこの計画事業費ということでは、183ページに一般会計のベースですけれども、整理をしてございます。いわゆる介護保険ですとか、水道事業ですとか、そういった特別会計、あるいは企業会計は除いている通常の行政のベースというようなことになろうかと思っておりますけれども、これで申しますと183ページにございますように、平成17年度の予算案では一般会計5,106億円でございます。それからこの実行計画の素案をもとに積算、見積もりをいたしますと、平成18年度については5,530億円、それから平成19年度については5,590億円というようなことで見込んでおるところでございますが、その上に少し注釈で書かせていただいておりますけれども、平成17から18、19にかけて400億以上増えているわけでございますけれども、これにつきましては事業の増の分も少しございますけれども、主には公債費、前の起債の償還の部分ですとか、それから減債基金の借入れというのは、財源対策をこの間行っておりますけれども、そういったようなものが主でございます。400億ちょっと規模は膨らんでございますけれども、それが事業の拡充なり新規のものすべてに当たっているというわけではございません。

それから先ほど第2次の改革プランの中のご説明でも申し上げましたけれども、平成21年度には一定の財源対策をしながら、収支均衡を図るという目標ということでございますので、その中期的な財政収支見通しの作業を今しているところでございますが、その作業の中ではこの3年間の計画事業量についても、おおむね施行が可能な規模であるというふうに見込んでおるところでございます。

実行計画の概略は以上でございますが、もう1点重点戦略の関係でございますけれども、資料1をごらんいただきたいと思いますが、重点戦略プランにつきましては、表紙の次にまた目次を載せてございますが、重点戦略プランについてということで、この施策の選定の考え方等について、また重点戦略プランにつきましては、そこにプラン1から9まで「安全・安心な地域生活環境の整備」以降でございますけれども、この9本の柱で今回の重点戦略プランを構成してございます。それから最後の39ページからは同じく重点戦略プランの計画事業費3年間でございますが、整理をしてございます。

それで、重点戦略プランの考え方でございますけれども、1ページをごらんいただきたいと思いますが、プランの策定の目的、あるいは対象となる施策選定の考え方ということでございまして、プランの策定の目的といたしましては、その中段に文書で書いてござい

ますけれども、重要な課題に対して特に重点的、戦略的に取り組むということで、大きな施策成果の達成や課題の解決が図れる、あるいはそういう施策なり事業を実施することで、総合計画全体の着実な推進を先導していくと、このようなものとして重点戦略プランを取りまとめているものでございます。

それから選定の考え方につきましては、そこに課題の重要性、あるいは手法発想の戦略性というようなことでございますけれども、3点ございまして、市民の方にとって重要あるいは切実な課題への対応ですとか、それから少し具体的な内容を2ページに書かせていただいておりますけれども、人口の減少ですとか産業構造の大きな転換というのが起こっておりますけれども、そういったことへの的確な対応といった、いわゆる川崎再生に欠かせない課題への対応と、そういった手法発想の戦略性等も踏まえまして、施策の選定をしているところでございます。

それから5ページから具体的な重点戦略プラン、プラン1からの内容でございますけれども、構成といたしましては状況認識と本市の課題ということで、このプラン1を取り巻く背景、それからそれに対応するアクションプログラムということで、安全・安心の関係では4点、防災危機管理ですとか地域防犯、交通バリアフリー等の交通安全等の関係、それから総合的自転車対策等について整理をしております。このアクションプログラムの個別の年次スケジュール等、具体的な内容をお示ししているのが6ページ、7ページの施策計画ということで、この中で3年間で取り組む内容、それからその中の目標等について、なるべく具体的に記述をしております。

それから重点戦略プランにつきましては、7ページの右下に執行体制の整備というのがございますけれども、重点的・戦略的に取り組むということで、行政の方の組織体制につきましても、なるべくあわせて整備・強化をしていくということで、それぞれ関連の執行体制の整備についても記述をいたしております。何点かいわゆる改革と少し関連のするような部分について、ご説明をさせていただきたいと思いますが、1点は11ページの総合的な子ども支援の関係でございますが、そのアクションプログラムの中に保育環境の整備がございまして、2007年4月には待機児童の解消に向けて、保育所等の整備を進めるということでございますけれども、その3点目に持続可能な制度構築を図るために、公立保育所の民営ですとか、あるいは調理業務の委託化等、保育所運営の見直しも図っていくということで、民営化につきましてはこの計画期間3年間の中で7カ所の公立保育園の民営化を図っていくという計画の内容でございます。

それともう1点は、廃棄物のごみの関係でございますけれども、15ページをご覧いただきたいと思いますが、先ほど飯田委員の方からもご意見等ございましたが、ごみの減量化、あるいはリサイクルを一層進めていくということでございますが、その4点目、5点目でございますやはりシステムの持続可能性というようなことで、ごみの発生ですとか排出の抑制に向けた経済的手法、少し料金をいただくような手法の導入についても、2005年度には検討に着手をしていく。あるいは現在普通ごみについては週4日収集をしているわけですが、それを3日収集に、これにつきましては2007年度、最終年度ですが、この時点で移行をしていくということ、将来的には現在は焼却施設4場ございますけれども、これを3場にしていくなような取り組みもあわせて推進をしていくということでございます。

それと、もう1点はハード系でございますけれども、27ページをごらんいただきたいと思いますが、臨海部の再生の関係と市内の都市拠点・ネットワークの整備ということで、2点目に都市拠点・ネットワークの整備がございますが、この中で例えば「・」の四つ目の新川崎駅周辺地区の整備につきましては、第1次の改革プランの中でも新川崎での新駅についてはDランクというふうになってございましたが、この新駅計画の見直しとそれから整備手法につきましても、従前は土地区画整理事業の手法でということですが、これにつきましても民間開発の中で連携をして、いろいろな企業等の誘致を図るという方式に変更をしているところでございます。

それから先ほどの第2次改革プランの素案でもございましたが、その一番下で長期化している都市計画道路、計画が決まってから数十年経っているものもございまして、こういったものについては見直しを図っていく。こうしたハード系のものにつきましても、再構築を図るということで改革プランと連動、並行しながら総合計画についても策定を進めているところでございます。

それから最後に重点戦略プランの事業費の関係でございますが、39ページをごらんいただきたいと思いますが、九つの重点戦略プランにつきましては、ここにございますように2005年度、平成17年度の予算案のベースでは462億円余り、それぞれ2006年度、2007年度ございまして、この3年間の中では規模としては1,612億円程度を見込んでいるところでございます。

大変かけ足で恐縮ですが、新総合計画の素案の概略は以上でございますけれども、このプランにつきましては、第2次の改革プランと同様に、これからこの実行計画、重点戦略

プランの実質的と申しますか、初年度になります平成17年度の予算案の審議が今週始まります。議会でも審議されますので、そういったことも踏まえまして3月末、今年度中に最終的に策定をしていく予定にしているところでございます。

新総合計画の素案につきましては、以上でございます。

大森座長

では17年度の予算について、簡単に。

大村財政課主幹

財政課主幹の大村でございます。続きまして平成17年度の予算の概要につきまして、ご説明を申し上げますので、お手元の「平成17年度川崎市予算案について」という白い厚目の冊子をご参照いただきたいと思います。こちらに沿いましてご説明いたします。

まず1ページをお願いいたします。最初に我が国の経済の見通しでございます。17年度の政府の経済見通しによりますと、世界経済の回復が続く中で、企業部門が引き続き改善し、それが雇用や所得環境にも波及して、消費が着実に増加するものというふうに見込まれております。こういった状況の中で、本市におきましても企業収益というのは好調でございます。法人市民税が16%を超える増となるということでございますけれども、一方において、個人市民税ですとか固定資産税の土地などがマイナスということで、市税全体で見ますとほぼ前年度並みというふうになっております。

さらに地方財政計画の規模の抑制による財源不足額の圧縮によりまして、臨時財政対策債が前年度を大幅に下回るというような状況がございまして、本市財政は依然として厳しい状況に置かれております。こうした厳しい状況の中で、平成17年度の予算編成に当たっても行財政改革を着実に推進いたしまして、その結果、緊縮型予算となっております。一方で新総合計画におけるまちづくりの基本目標の達成をめざしまして、メリハリのある予算配分ともしております。

具体的にこのあたりについては、四つの特徴で特徴点をご説明させていただきたいと思います。一つは災害対策でございます。最近になりまして中越地震などの地震が相次いでございまして、災害ですとか危機に対する関心、それからそれに対する備えというものの必要性というのが非常に高まっておりますけれども、防災対策に着実に取り組む予算内容というふうになっているのが特徴でございます。

特徴点の2点目は福祉施策でございます。まず少子化対策といたしましては、平成19年度までに待機児童を解消するために、保育所の整備を積極的に進めますとともに、高齢者福祉施策ですとか障害者福祉施策にも確実な対応を図った予算となっております。

3点目は川崎のポテンシャルの問題でございます。これにつきましては、産業の活性化策、あるいは川崎の魅力をさらに高めるための音楽ですとかホームタウンスポーツの振興、それから羽田空港の再拡張・国際化に対応した動き、あるいは川崎駅西口、小杉、それから登戸における拠点整備、こういったものを着実に推進してまいります。

最後は区役所改革でございます。区機能の強化という位置づけでございますけれども、現在、区行政改革というものを進めておりますけれども、これは地域の課題を自ら発見し、解決できる市民協働拠点とするということをめざしておりますけれども、その一環といたしまして、平成17年度予算においては新たな款でございます区役所費というものを設けて、その下に川崎区区づくり推進費を初めとする7区ごとの目を設けております。

以上のような取り組みのとおり、新総合計画の初年度である平成17年度予算というのは、持続可能な社会を築くための力強い一歩を踏み出し、明るい将来を切り開く予算であるという意味を込めまして、「新総合計画スタート予算」という名で、その特徴をあらわしております。

2ページ目をお願いいたします。予算の規模でございます。下の表でございますとおり、一般会計は5,105億9,687万円で、対前年度比2.0%の減となっております。一般会計、特別会計、企業会計あわせた合計では、一番下の段にありますとおり、1兆2,250億7,609万円で、逆にこれは1.9%の増となっております。この要因でございますけれども、特別会計の中で特に国民健康保険事業会計、介護保険事業会計及び公債管理会計の増によるということでございまして、全体として見ても緊縮型予算であるということには変わりはないというふうに考えております。

中段(3)の一般会計予算の概要でございます。一般会計予算は先ほど申し上げましたとおり、2%の減ということで、マイナスとなりますのは昨年度に続き2年連続のこととなります。この主な要素は歳出面でいいますと学校や公園などの用地取得費の減、あるいは職員数の削減などによる職員給与費の減でございます。

右側のページ、お願いいたします。一般会計の歳入の説明でございます。一番上の市税につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、ほぼ前年度並みの2,000万円の増、詳しく言いますと1,963万6,000円という、本当に微増にとどまっております。

ます。それから次の地方譲与税につきましては、三位一体の改革における税源移譲によって創設されました所得譲与税が23億円の増となっております。次の地方交付税でございますけれども、地方財政対策の中では地方交付税総額が確保されておりますけれども、本市においては普通交付税の交付は見込めないという状況でございます。

次の国庫支出金でございますけれども、これも三位一体の改革における国庫補助負担金の改革の影響、それから生活保護扶助費の減によります生活保護費負担金の減によって、全体では3億円の減となっております。一つ飛びまして市債でございます。市債につきましては540億円ということで、前年度と比べ113億円の大幅な減となっております。これによりまして、市債依存度につきましても前年度の12.5%から10.6%に縮小しております。

次のページをお願いいたします。4ページは一般会計の歳出の款別の説明でございます。表をごらんいただきますとおり、増減額ですとか増減率の比較の欄をごらんいただきますと、ほとんどの欄が三角という状況でございます。唯一プラスなのは4款のみでございます。その中には公債費、それから新たに創設いたしました区役所費が含まれて、それを含んで四つというような状況でございます。

主なものを申し上げますと、まず総務費でございますが、羽田空港再拡張事業に係る貸付金の増がありましたものの、職員数の削減及び定年退職者数の減による給与費の減額によりまして、2.4%の減となっております。一つ飛びまして健康福祉費でございます。こちらにつきましても、重症心身障害児施設の開設による障害児保護措置費の増がございましたものの、保護世帯数の伸びの鈍化に伴います「生活保護扶助費」の減、あるいは特養ですとか保育所、あるいは障害者施設等に活用する用地取得費の減によりまして、全体では3.7%の減となっております。

次の環境費につきましても、「浮島1期廃棄物埋立地整備事業費」の増がございましたものの、春日台公園用地取得の終了などによりまして、「公園緑地用地取得事業費」の減がございまして、9.1%の減となっております。右側のページにまいりまして、四つ目のまちづくり費でございますけれども、こちらにつきましても事業の開始に伴います「小杉駅周辺交通機能整備事業費」の増、あるいは川崎駅西口堀川町地区における公共施設等の整備に伴う「住宅市街地総合整備事業費」の増などによりまして、14.0%の増となっております。下の区役所費でございます。区役所費は先ほど申し上げましたとおり、区役所機能強化の一環として創設いたしましたけれども、ここには市民費から「区政振興

費」あるいは「戸籍住民基本台帳費」を持ってまいりました。それから建設費から「道路維持補修事業費」などを移行いたしまして、さらに「区民会議に係る経費」を新たに計上いたしております。

一つ飛びまして、教育費でございますけれども、こちらは富士見中学校の買い取りによります「校舎等取得事業費」の増がございましたけれども、「仮称土橋小学校用地取得費」の減などによりまして、2.9%の減となっております。

次に6ページをお願いいたします。こちらが性質別に予算を分析したものでございます。まず人件費につきましては、職員数の削減等がございまして、27億円の減となっております。扶助費も児童福祉費の増がございましたが、生活保護費の減などによりまして3億円の微減となっております。一方、公債費は償還元金の増などによりまして、50億円の増でございますので、義務的経費全体を見ますと20億円の増となっております。一方、投資的経費でございますけれども、こちらは用地取得費の減が大きくて、全体では85億円の減となっております。その中で内訳でございますけれども、補助事業費は逆に8億円の増、単独事業費が93億円の減という状況でございます。

右の7ページをお願いいたします。予算編成手法の改革等についての記載でございますけれども、まず一番上の新総合計画策定作業との連動でございますけれども、今回は特に3カ年の事業計画を踏まえた予算調整を行いまして、新総合計画の策定作業と予算編成作業の整合性を図っております。次のコスト削減奨励制度でございますけれども、こちらは平成15年度の予算の執行段階から取り組みを始めましたけれども、さらに節減努力を促すことができますように対象範囲を拡大して、対応いたしました。その結果、昨年度の実績を上回る2億5,500万円の節減を図りまして、平成17年度予算には9,100万円の配分が行われております。

次のページをお願いいたします。収支不足への対応と行財政改革プランの予算への反映でございます。まず平成14年度に行った収支見通しでは、平成17年度の市税収入を2,621億円と見込んでおりました。一方、今回実際に編成を行いましたところ、市税収入は2,517億円ということでございまして、14年度の見込みと比較いたしますと104億円減少しております。行財政改革は着実に進んでおりますけれども、このように市税収入が見込みを下回っております。さらに臨時財政対策債も昨年度に引き続きまして大幅な減でございます。昨年度は72億円減っておりますけれども、今年度も46億円減っているという、非常に厳しい状況になっておりまして、これらのことによりまして収支不足

額は当初見込んでおりました600億円をさらに56億円上回る656億円という状況になっております。

こうした収支不足額に対しましては、これまでやってまいりましたとおり財源対策を加えまして、それに行財政改革プランに基づいた行財政改革を着実に推進することによりまして、対応を図ったところでございます。この行財政改革につきましては、各局、各区の主体的な見直しがございます、目標である300億円を上回る320億円の効果を上げておりますけれども、それだけでは収支不足を補うことはできません、減債基金から98億円を借り入れることによって、対応を図っております。減債基金からの98億円の借り入れでございますけれども、行財政改革プランの中ではこれを59億円と見込んでおりましたので、これを39億円上回るということになります。しかしながら、平成15年度から17年度までの3カ年において想定をしておりました行財政改革プラン上の数字、157億円と比べますと、実際には148億円と若干下回る数字になっております。

それから先ほど来、出ておりますけれども、人件費の職員数の削減につきましては、予算上1,123人の削減を実現しております。ということで、これの財政的効果でございますが、一般会計における人件費だけでも、3カ年の合計で210億円と見込んでおりましたけれども、これを上回る239億円の効果を上げることができました。今申し上げた数字につきましては、右側のページの上の表に書かれてございます平成15年度、16年度の結果とあわせて比較ができるような形で整理をしておりますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思っております。

次の10ページをお願いいたします。

大森座長

これまたこのところ全部やるの。

大村財政課主幹

いえ、こちらでもう資料のご紹介というふうに思っておりますけれども。

大森座長

そうしてください。

大村財政課主幹

10ページにつきましては、先ほど総合計画の中でご説明申し上げました重点戦略プランの中で、平成17年度に予算措置されているものの中から、重点的なものをご紹介したページでございます。それから飛びまして15ページをお願いいたします。15ページにつきましては17年度予算の主な事業をより詳細にご紹介したものでございますので、これもあわせて後ほどご参照いただきたいというふうに思っております。

ではご説明は、以上でございます。

大森座長

恐縮ですけれども、先ほどご質問があった三位一体改革が出てくるので、74ページ、75ページで簡単にここ説明してくださいませうか。川崎市への影響について述べておられるので。ちょっとこれはさっきのこれから何かされると思うのですけれども、どういうふうに判断したか、ちょっと簡単に述べてくださいませう。

大村財政課主幹

まず表のつくりでございますけれども、左側の74ページにつきましては国庫補助負担金の改革につきまして、項目と国の削減額を列挙しております。さらに右側にその項目ごとの本市の影響力を掲げてございます。これが……。

大森座長

これちょっと待って、国の削減額は、17年度分を含む。17、18の総額。

大村財政課主幹

いえ、これは17年度のみでございます。

大森座長

ああそう。17年度分ね。それで。

大村財政課主幹

一番下に合計がございますとおり、6,989億円が国の削減でございます、本市の

影響というのがそのうち7億余ございました。

それから一番下の表につきましては、義務教育費国庫負担金の国の削減額をあらわしてございますけれども、本市の影響についてはこれに関してはございません。それから右にまいりまして、次は税源移譲でございますけれども、所得譲与税として本市の方に譲与されたものが右の上でございますけれども、23億円ございます。それから中段の でございますけれども、地方交付税の改革といたしまして、地方交付税につきましては16年度は16兆8,861億円、17年度については16兆8,979億円ということで、前年度と比較しますと0.1%の増ではございますが、先ほど申し上げましたとおり、本市は普通交付税の交付は見込めないという状況でございます。

一方、臨時財政対策債につきましては、交付税の総額が確保されたということもありません。逆に臨時財政対策債の削減幅は大きくなりました。具体的には23.1%の減ということでございまして、本市の影響としてはこちらには47億円というふうに書いてございますが、これは平成16年度の決算見込みと比較した数字でございまして、予算比較では46億円というような状況になっております。今申し上げましたことを下に表でまとめてございます。これは16年度と17年度両方、あわせてご確認いただけるような形をとってございます。国庫補助負担金の一般財源化による影響につきましては、16年度20億円ございました。17年度が7億円追加されまして、合計では27億円という状況でございます。

それに対する税源移譲につきましては、昨年度20億円ございました。これがさらに23億円追加されておりますので、43億円という状況でございます。ですから17年度だけを見ますと、国庫補助負担金の一般財源化と所得譲与税の関係でいいますと、本市にとっては16億円のプラスの効果が出ているという状況でございます。それから一番下には臨時財政対策債の数字を示してございまして、臨時財政対策債の減については、すべてが三位一体の改革の影響かというのと、なかなか整理が難しい部分もございまして、こちらでは総額の減を掲げてございまして、全体トータル本市においては2カ年で113億円弱という数字をお示ししてございます。

以上でございます。

大森座長

ありがとうございます。それでは今二つほど続けてご説明ございましたけれども、それで

は少し何かお気づきの点やご意見があれば、出していただきましょうか。予算案は議会でこれから審議をしていただくのでしょうか。ここでいろいろ言ってみても始まりませんので。総合計画の方で何かお気づきの点、ございますでしょうか。どうぞ。

川崎委員

ちょっと質問です。総合計画に対して市民の意見をどうやって聴取するかというプロセスと、それからそれがどのように反映するか、しないかという、どういうプロセスでやっていくのかという。それするかしないか、教えてください。

瀧崎企画調整課長

策定の市民意見といいますが、その辺を含めまして少し資料としては先ほどのA3の横長の「まちづくりの基本目標」と書いてあるその次に策定の経過のメモを1枚つけさせていただいておりますが、本格的には一昨年8月、そこにあります平成15年8月に新しい計画の策定の基本方針をお送りいたしまして、そこから始めてございますけれども、いろいろな市民委員の方等の意見につきましては、ここにございますように、少し順を追ってあれしますと、一つは今回は総合計画の市民会議ということで、学識者の方の策定検討委員会とは別に、公募をさせていただいて、20人の委員の方でございますけれども、この会議を組織をいたしました。

趣旨としては、いわゆる市民の立場というか、感覚でいろいろ意見をいただくという、大まかにそういうことでございますけれども、これが平成15年11月からスタートをして、これまでに18回ほど開催をしてございます。それともう一つは、タウンミーティングというような、今市民討論会とかいわれてますが、タウンミーティングという名前で、川崎市の場合やってございますけれども、これはまず平成15年11月に総合計画を本格的につくるということで、キックオフと申しましょうか、少し最初の段階でこのときには市内3回と、それから川崎に住んでいらして、東京に勤めていらっしゃる方も川崎にたくさんいらっしゃいますので、都内でも1回渋谷の方で行いましたが、こういうタウンミーティングについてはこのときと、それから基本構想の素案ができて、昨年9月から10月ですけれども、ここで7区ごとに開催をいたしました。

それと、市民の方へのご説明、あるいは意見交換ということでは、昨年4月に策定作業の中間報告を出しておりますけれども、それについては少し小まめに各区のいろいろな

まちづくりの組織ですとか、あるいは町内会、自治会といったようなところへも出向いていきまして、これについては23回ほどやりましたけれども、こういったようなことでいろいろご意見をいただいて、それからこういったタウンミーティングなり市民説明会の中でも、基本的には基本構想の案をお示しをしながらということですが、ご意見としては非常にやはり具体的な事業の内容ですとか、あるいは質問といったものもたくさんありましたけれども、それについても昨年の9月、10月のタウンミーティングが終わった段階で、それから一般のメールであったり、郵送であったりでも募集をいたしました、そういったものを取りまとめて市側の回答といいますか、答えをこれはホームページとそれから各区役所等で閲覧をできるようにいたしまして、その中で市の方の考え方、回答についてお示しといいますか、お知らせをしております。そういったものをベースにして、今日ご説明した重点戦略プランと実行計画の素案も取りまとめておりますので、この素案は先週の10日の日に公表させていただきましたが、同じ内容のものを今準備しておりますので、早い段階で市のホームページの方に載せて、また市民の方等ご意見があればいただくということで、準備を進めております。

すみません、ちょっと長くなりました。以上でございます。

大森座長

川崎さんよろしいですか。ほかに何か。飯田さんどうぞ。

飯田委員

今回この総合計画の中に区の役割というのがしっかりと位置づけられて、区民会議ですか、そういうような位置づけもしてあります。それで、川崎市の進めるべきことと、全体のこととそれと区の役割として進めること、その課題がここに出ているものについては川崎さんがおっしゃっていた地域的なものが非常に多いような感じがいたしまして、区の課題とは何かというような大きなものについて審議をしたり、予算を決めたりするところが区議会というようなことになっていくのだと思いますけれども、そこでの問題点というか、多分川崎市全体と区のところの悪く言えば利害の対立ですけれども、よく言えば住み分けとか、そういうようなことが問題になるのではないかということが懸念されます。そして区議会の方がどういう構成になっていくかということも大変私たちとしても興味があるというか、関心があるところなのですが、その辺のことを、また、区の予算、区役所予算なん

てというのが決まったベースになる考え方みたいなのを教えていただけますでしょうか。

大森座長

少し大きい話が出ましたけれども。

木場田行財政改革実施本部参事

まず最後に出ました区の予算についての基本的な考え方なんですが、今回指定都市では初めてだと思いますが、款という一番大きな予算の組み立ての単位のところで区役所費というものを設けまして、実際上はそれが七つに分かれていきますので、その下の単位である目というところで、例えば麻生区区役所費というものが明示されるようになりました。この区の予算について、どういう経費を盛り込むかということについては、いろいろ議論したのですが、いわば額を大きく見せて実態は本庁でコントロールをしているというような格好は余り意味がないというふうに思いまして、区長の判断でいわば使える金を基本的には区役所費という中に盛り込もうという考え方でございます。

ただ、その区長のいわば判断、しかも各区で実際に事務処理もできるということになりますと、今現在、例えば昔土木事務所とっておりましたが、それが昨年度から建設センターということで、区の組織に正式に入りましたので、そうしますと例えば建設センターで設計とかそういうことをやれるような金も対象とできるのではないかとということで、金額的にはこれが一番大きいのですが、道路維持補修費だとか、あるいは水路の関係のものですとか、そんなようなものについては区の予算の中に入れて入れています。それから従来からあった魅力ある区づくり推進費とか、あるいは区民会議を設置しますので、その準備金等々について入れてございます。

区役所改革は、これから3年かけてさらに具体的に内容を拡充をしていきたいというふうに思っていますので、区で市長が先ほど申し上げましたけれども、地域のことは地域でということは、第1弾として区でできることは区で、しかも市民主体に解決をしていくという基本的な考え方がございますので、そのことが解決できることが広がっていけば、区の予算もまた大きくなっていくというようなことで、余り出だして無理をしないで、着実に区で処理できる経費を盛り込んだということでございます。

その予算をいわば議論していただくのも一つのご質問にあった区民会議の議題の一つになるかなと。区民会議自身は市民自らできることはやっていくというのを基本にし

て、必ずしも予算の要求だけを取りまとめるということではないわけですが、自らやることはやりながら、プラスアルファで市の予算がつけばもっとまちづくりが進むというようなことについては、区でこういった課題に取り組むから予算をつけてほしいというような要望を、その区民会議の場で取りまとめていただくということも大きな役割になるのではないかとこのように考えております。構成メンバーについては、これから具体的には考えていますが、基本的にはやはり地域で課題を解決できるような、そういう力を持った人たち、力を持ったというのは何も個人の力ではなくて、日ごろからまちづくりに取り組んでおられる、あるいは福祉の活動に取り組んでおられる、そういった人たちに代表として入っていただくのがいいのではないかと考えておりますが、具体的にはこれから検討していきたいと考えております。

飯田委員

ちょっとよろしいですか、関連するんですが、例えばごみについて今まで生活環境事業所というところが受け持っていて、各区にないんですね。そして区役所に行ってもいろいろなことについて説明できる人が区役所の中にいないんですね。それでリーフレットなんかを置いてくれているようなんですが、その不満点はいろいろありまして、川崎以外のところでは、例えば東京都なんかでしたら今区議会になっていますから、区が責任を持っているから、区がそこに役所があるんですね、ごみ処理課みたいなのがあって、すぐに対応できるんですが、川崎市の場合はそれができないんです。

それに対して新しく入った人とか、いろいろ問題を持っている方とかは困っていらっしゃるという実態がありまして、辻先生もいろいろ区役所のこと、改革のことについてはご尽力なさったと思うのですが、その辺の改革のみたいなもの、どこかに出ているのでしょうか。私が見れていないのかもしれませんが、今土木については区役所に入ったというのをお聞きしましたけれども、市民の生活に密着しているごみなんかについての区役所の役割みたいなものがあるかと思うんですが、その改革みたいなものはどこかに出ているのでしょうか。

大森座長

今のお話の中で、東京23区のごみのお話と、川崎市の現在の区の単位のあり方とは違うんですね。違うんですけれども、ごみについてどういうふうに処理していけばいいか

というのは共通しているテーマですから、共通しているテーマについて川崎市の方のこの区のしくみはどこにどう書かれていて、どういうことをこれからするのでしょうか、そういうご質問だと。

飯田委員

コメント、ありがとうございます。

木場田行財政改革実施本部参事

座長おっしゃっていただいたように、東京都の区はもう既にごみも収集から処理まで多分一貫して区の業務になっているというふうに思うのですが、川崎は清掃事務所というのをそれぞれの場所において、それが収集の拠点になっていて、それで実際上清掃事務所あたりでごみの相談についても受け付けているのですが、区役所とは離れた場所にありまして、そういうことでどうしようかということもあるんですが、今飯田さんのお話しになっているのは、むしろ収集に当たっての気をつけなければいけない点とかということも含めて、区でどういう体制をとれるかということですし、それからある意味ではまちづくりとか地域環境整備の問題として取り組んで、飯田さん実際におやりになっているようなことを区でどうやって受けとめていくかということだと思いますので、それについてはごみの問題ということで特化して出せばいいかもしれませんが、地域のまちづくりの拠点に区役所をしていくという基本的な方向に沿った形で、いわばごみの問題についても対応できるような体制についても、考えてはいきたいというふうに思いますが、難点は事務所と離れているということにあって、そことの関係をどうやってつくっていくかという。大きく言いますと今回も出ました総合コンタクトセンターと今言っていますけれども、正式には何かネーミングを考えるようですけれども、いわば相談苦情等々に関して、一元的に受けられるような体制を本庁の中でも組んでいくというようなこともありまして、そういうようなことと区とがどうやって連携をして対応できるようにするかということは大きなテーマですので、考えていきたいと思います。

大森座長

ちょっとよろしいかな。区の方の機能を充実していく場合は、その区に暮らしている住民の人たちがそこへ行ったときに、一応区のレベルできちんと答えられて処理できるよ

うな話と、たまたまパンフレットが置いてある話とは違うんですね。僕らもいろいろなところへ行って窓口に行くと、いっぱい積んであって置いてあるから、職員に聞くんです。「これ置いてあるけれど、どういうことなの」と言うと、全然わからない。答えられないのです。

そうするとせっかく区を中心にして身近なことをやっていこうと言っても、そういうことが続くと何だということになる。そうしたらやはり本庁に来た方が早いじゃないかということになるので、どういうことならば区の単位でちゃんと処理して住民にも責任をとれるか。しかし、これはたまたまここに置いてあるので、私どもは文書を配布しているだけですというその区別をしっかりといただかないと、今後期待が空転していくんです。そのことはごみ処理一つとってみても、では区のレベルで何が可能になっているんですかと、結局は本庁に行かないと済まないんじゃないですかという話になるので、片一方で期待を持たせつつ、実際に区民がそこに行ったら、空しい思いをするような話になってはいけないので、その一つ一つの細かいところの工夫が要る、そういう話じゃないかと思うんです。

そこは多分おわかりいただいていると思うんですよ。そういうふうに区の行政を充実していくんだったら、どういうことなら可能になるかと。せっかく大枠として予算をつけているんだけど、区民の皆さん方はこれからはいろいろなことを期待するから、これだけじゃありませんから、子育ての問題もみんな出てきますので、そこをきちんとしていただくということが多分大事ですね。飯田さん、今のようなお答え、今のような若干の私のコメントですけれども、よろしいでしょうか。

飯田委員

はい。ありがとうございます。

菊地行財政改革実施本部参事

若干今説明いたしましたとおり、重点戦略プランのうち、ページ数で行きますと37ページなんですが、ここに区役所関係、来年度この実行計画に合わせた組織整備ということで、ごみというような話もあったんですが、例えばここには市民発議によるまちづくり活動に対応するという内容ですとか、放置自転車対策、先ほどもNPOの話も出られたんですが、そういったような体制。また具体的に例えば地域課題で保育園の、少子化対策の待

機児童が非常に多いだとか、そういったときに、その区独自のやはり人口動態ですとか少子化率も違って来るかと思います。

そういったところを本庁等々具体的に企画したり立案したり、区の実態をお話しして政策に反映していただくか、そんなような役割の担当セクションも来年度目玉としてつけた状況でございますので、今後今お話あったような各セクションの課題についても具体的に本庁との調整ですとか、政策の企画ですとか、そういったようなことが具体的に形として市民にも見えてくる。またそういうことを区民会議で話すような中身になってくるのかなと、そんなふうに思いますけれども。

大森座長

今回少しあり方を充実させるようになったときに、区長さんの人事の基準というか、それもある程度変えられたんでしょうか。私の意見を先に言うと、区を充実させていって、できるだけ住民に近づけていくときは、やはりそこへ配置された区長さんが区民とともにいい地域をつくるという、その実績が将来の人事に必ず反映しないと、通常型の出先機関に置いておく限りだめだと思うんです。要するに今まで出先機関がうまく行かなかったのは、一つの背景は人事なんです。だからやはり現場で地域の人たちと一生懸命いろいろなことをやった人が評価を受けるような話でないと、何か外回りをしているんだというイメージがあるというのは、決していいやり方ではないと思うんです。だからもし川崎市が区という単位を住民自治の一つの砦にしようとしていくなれば、そこに配置される区長さんの人事についても、本格的なあり方をめざすべきではないかと私は前からそういう説なんですけれども。ちなみに今回はどういう配置基準になっているんでしょうか。

砂田総務局長

じゃ私の方から若干。人事という具体的な人事の議論とは別に、制度の議論として期限付きの職員という制度ができて、市の内部ではなくて、外部の方もいろいろな登用ができるようになったという制度上の改革がありました。市長としては区長についてもそういう専門家の方を登用するということも含めて、区長人事について議論をしたい、考えたいというくらい、区長については非常に重視をする。ここのところはここ2～3年、今座長がおっしゃったように、前は本庁の局長と区長とかという、いろいろな何か勝手に序列をつけるような機運もあったんですが、阿部市長、行革とセットで本庁の局長経験者を区長に

するという、いわゆる人事上区長の方が局長経験で予算編成、議会答弁といろいろやった人間を、区に据えるということも、ここ2年連続やってきました。本年度は結果どうなるかわからないですが、市長としてはそういう新たな制度も使った区長人事というのは考えたいと、それだけ区長については重視したいと。

ですからもう1点区長だけではなくて、先ほど来、人事制度の中で話が出ましたチャレンジとかという形で、新たな昇任制度をやっているわけです。そういう職員についてもなるべく区でまず頑張ってもらいと、活躍してもらおうということで、そういう配置も含めて人事は考えているという状態です。

大森座長

総合計画はほかに何かご指摘いただくこと、ございませんでしょうか。

飯田委員

なければ。議会改革は進んでいるのでしょうかというのをお聞きしたいんですが。これは行革とは関係ないんでしょうか。ある意味では大きく私たちのこの行革プランとは関係するところなんですけれども、議会の改革がどれくらい進んでいるのか教えていただけますか。

大森座長

僕ちょっと飯田さんに乗せていただいて。さっき17年度の予算編成で、議会総経費は0.3%しかないのにかかわらず、2,000万減額したでしょう。議会予算の何を減額したんですか。なぜ議員さん怒らないんでしょうかと。改革していないから怒らない説もあり得るんだけど。お願いします。説明していただけますか。

棚澤財務局長

主に議員がちょっと減ったので、その報酬分という意味もありますけれども、そうではなくて議会としての改革というのは、今まで決算議会を企業会計は9月議会でやっておりました。それで一般会計と特別会計は12月の議会でやっていたわけです。それを別々にやるというよりも、一緒に委員会を開けばいいのではないかと。そうするとかなり委員会の経費とかなんかが節約できるのではないかと、そういうことで9月議会にあわせて決算を

やっしまおうと、そういうことでその委員会に出る出席の報酬、こういうものを減額したというのが大きな要因です。

大森座長

そうですか。ということは、今回は一種の議会改革として事実上の経費の削減も可能になったと。

糊澤財務局長

そういうことです。

大森座長

そういうことだそうです。それ以外の何か議会改革の動きはございますか。

砂田総務局長

今最終的にいろいろな調整がされているのです。例えば常任委員会でいろいろな議論をされます。本来議員同士でいろいろな議論をするというシステムなんです、なかなか議員同士の議論がしくみ上、限界があるようなことで、その委員会のあり方、例えば席順とか座り方まで含めて直そうというような議論が今進められているとか、あるいはこの議会で今議論されている最中だと思うんですが、いろいろな議員の手当についての見直し削減というようなことも今議論されているようです。

まだ最終結論はこれからだと思いますが、この議会の中でその辺が具体的になってくるというような形で、議会としても改革を進めるという意欲はあって、いろいろな議論はされているように思いますが、基本的には今私どもの議会、なるべく全員一致で進めたいということがございまして、どうしても時間がかかっているというのが実態ではあるようですが、徐々には進んでいるということだと思います。

大森座長

だそうでございますけれども、よろしいでしょうか。ほぼ大体以上のようなことでよろしゅうございましょうか。どうぞ。

松本委員

こちらの分厚い本の23ページのところです。アクションプログラムですが、起業・創業の環境整備というようなのがあって、いっぱいいろいろなこと書いてあるんですけども、果たして予算とかはどうなっているかなと思ってみますと、予算の方は46ページですね。ここにベンチャー支援・創業支援ということで1億1,000万円。昨年度よりも1,200万減らしているということですけども、23ページに書いてあることは大変すばらしいことが書いてあるんですけども、現実には45ページの予算を見ると非常に心細いというか、やらないよりはいいだろうかなという程度に見受けるんですけども、私ベンチャービジネスの支援事業をやっているものですから、できればやはり神奈川県とかもっと一体となって大学もそうでしょうけれども、各大学でも神奈川県も国もやっている、金融機関もやっているというような中で、川崎市の存在価値を高めていく。これは川崎市はこれだけの産業基盤を持っているわけですから、相当なことができる、日本の中でもさすがに川崎市だなということもできるんだと思うんですけども、将来ビジョンというか、その辺のところはどういうふうになっているのかなと思うんです。

一つは、やはりファンドの提供ができるとか、技術評価をしているいろいろと欠点を指摘したり育てる方向を模索してあげたり、あるいは大学との連携をご紹介したり、あるいは製品の販路拡販のためにどうしたらいいかという、そういうアドバイスをしてどんどん川崎から株式公開企業が育っていくというようなことも一つの理想だと思うんですけども、そういった理想像と現実との間にあって、これからどうされようとしているのかなというところを伺いたいです。

大森座長

お答えになられますか。はい。

瀧崎企画調整課長

理想像、私も重荷なんです。一つ事務的で恐縮なんですけど、17年度の予算案のお話がございます、新規なものですとか拡充していくものにつきましては、確かにこちらの方で載せてございますけれども、ちょっと全体像というようなことで、資料1の重点戦略プランの素案の、先ほど39ページから3年間の大ぐくりの事業費だけ申し上げましたけれども、42ページをごらんいただければと思うんですけど、こちらの予算書と申しますか、

そちらの方では予算面から見て拡充をしたり、新規の事業というのを主に拾っているという趣旨でございまして、インキュベーション等の関係だけではございませんけれども、42ページの下プラン6の川崎の活力を生み出す産業イノベーションということで、重点戦略プランの中で掲げている事業の2005年度については一応予算措置の状況ということで、必ず大きな額ではございませんけれども、いろいろな産業の振興なり、経済の振興ということで、必ずしも行政がたくさん納めようということだけではないかと思っておりますので、17年度の予算案の重点戦略プランの関係でございましてけれども、これ以外にいろいろな中小企業の融資等、これは預託になりますけれども、規模の大きいものもございましてけれども、一応全体像はこんなような形になってございます。

それから将来像というのはあれなんですけれども、現状で少し申し上げますと、今委員のおっしゃったような多分視点とか方向性は我々も考えているところは同じでございまして、ご存じかと思っておりますけれども、新川崎の地区では慶應大学と連携をした新川崎の「創造のもり」というような研究の拠点ですとか、それからK B I Cというような呼び方をしておりますけれども、川崎の新産業創造支援センター、これは新しく業を興される方に対して少し低廉でオフィスを提供したり、そういう施設でございましてけれども、その少し前からはかながわサイエンスパークの方で、こちらは神奈川県なんかと協働でございましてけれども、同じようなものを大分前からやっております、それから先ほどちょっと話題が出ておりましたけれども、臨海部の南渡田の方にT H I N Kという、頭文字をとってテクノハブイノベーション川崎という研究拠点がございまして、そこにはアジア起業家村ということで、今ベトナムとか中国の方とか、アジアの方のいろいろなインキュベーションの方の拠点の施設を、ここ3社ほど確か立地をしておりますけれども、そういったものについても行政もいろいろな面で支援をして、そういう拠点をつくるなり、インキュベーションの振興をしていこうということで、今いろいろな仕掛けはしているところでございます。

ちょっとお答えになったかどうか、あれですけれども。

大森座長

はいどうも。少ない予算の中でいろいろな方と協力して成果を上げるという、そういう工夫が必要だろうと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。ありがとうございました。よろしゅうございましょうか。

それでは一通りご意見が出ましたので、ちょっと今後のことについて事務局からご発言
ありますか。

伊藤行財政改革実施本部主幹

先ほどもご説明の中で触れさせていただきましたけれども、本日いただきましたご意見
等を踏まえまして、年度内には第2次の行財政改革プランとして取りまとめたい
と考えております。それと、本日で一応行財政改革委員会最後ということもござい
ますので、でき上がりましたプランにつきましては、今年度最終年度の成果、取り
まとめも一部途中経過だったご紹介の部分もございまして、それとあわせまして
お送りさせていただきたいと考えております。

最後に、東山副市長から一言、ごあいさつがございまして、副市長、よろしく
願います。

東山副市長

大変お疲れさまでございました。先ほど阿部市長の方から常日ごろのお礼のご
あいさつを述べさせていただいているところでございまして、重ねてで恐縮で
ございまして、最後ということで、一言御礼のあいさつをさせていただきたい
と存じます。

本日は本当の改革委員会最後の委員会ということでございまして、大森座長
さんも大変体調を崩されている中、ご出席をいただきましてありがとうございます。
また、各委員の皆様方にも貴重なご意見を多数いただきまして、ありがとうございます。
月日の経つのは大変早いものでございまして、改革委員会がスタートいたしまし
てから既に3年を経過したわけでもございまして、その間、委員の皆様方には
大変私ども職員に対しましても、叱咤激励を賜りました。また貴重なご意見
等々もいただきまして、本当にありがとうございました。

おかげさまで、所期の目標と申しますか、目的を上回るような形で数字的な
結果は出てございますけれども、ただ私は数字的な結果は結果といたしまして、
またこの一方ではうれしく思っているものがございまして、これは当然第1
次改革プランにも載せてございまして、第2次改革プランにも載せている
ことなんですけれども、職員の意識改革というのが着実に浸透しつつある。
また広がりを見せつつあるということでございまして、この点につきましては
いろいろまだまだという厳しいご意見もあろうかと存じますけれども、

私といたしましては職員の意識改革というものを行う中で、また職員が大変人材というんでしょうか、有意な人材というものが広がりつつあるということを考えておりまして、そのことによって市全体としてのパワーアップというものも図られているのではないかなというふうに思っているところでございます。

こうした職員の経験というものも平常時と申しますか、平穏な時代、あるいは右肩上がりの時代ではなかなか経験できないものでございますけれども、こういった経験を通して、職員自身がいろいろな財産ということをも身につけているんじゃないかと、こういったことが今後の適切な行財政運営を図る上でも、大きな力になってくるのではないかと考えているところでございます。今後につきましても、1次の行革に続きまして、現在第2次の行財政改革プランというものを策定中でございまして、今後それに基づいて取り組んでいくわけでございますけれども、現在のこの社会経済情勢、あるいは今後の三位一体改革の動向、さらにはこの川崎市の置かれている状況というものを考えますと、まだまだ改革は道半ばというふうに思っているところでございます。先ほども辻委員さん、あるいは八木委員さんからもまだまだ1,000人というものでは甘過ぎると、上方修正可能ではないかというようなご意見もいただきました。

1次改革の方では当初目標の1,000人削減というものも、スタート時点ではかなり高い目標値かなと、思っていたわけでございますけれども、結果としては1,123人という結果を出すことができたわけございまして、今後の取組につきましては、これは決して言いわけではございませんけれども、やはり雑巾は水がたっぷりあるうちはざあっと絞れるわけですが、なかなか水がなくなってくると絞りにくくなる。また人間も体質改善で肥満体質で減量化すると、最初のうちはドンと落ちますけれども、一定の絞られてきますとなかなか絞り切れないというような状況もございまして、これは決して言いわけで申しているのではございませんけれども、ただ今日のそういった厳しいご意見も叱咤激励というふうに受けとめまして、決して「ゆるふん」状態になることはなくて、今後も一生懸命努力をしてまいりたいと存じます。今日は最終回ということでございまして、ぜひ今後も折に触れまして私ども職員に対しましてご指導、ご助言を賜ればありがたいと存じます。

最後といたしますけれども、当改革委員会の大森座長さんを初め、各委員の皆様方に改めて感謝を申し上げまして、御礼のあいさつとさせていただきます。本当に長い間、ありがとうございました。

大森座長

僕一言よろしい。すみません。ちょっと今日体調を崩してしまして、大変ご無礼しましたんですけれども、一言お別れのごあいさつをさせていただきたいと思っています。

最初、この改革の話があったときに、実は私は躊躇してしまして、私のようなよその人間がここへ来まして、改革の礎づえになるようなものについて議論をするということに、結構ためらいがございました。しかも「財政危機宣言」が宣告しましたし、あのときは手法としては何か専門委員風にして、会議を開かないでというようなやり方をとって、それからこの改革委員会に持ち込んだという経緯がございまして、私としてはできれば川崎市の皆さん方の会議なので、座長もそういう方々がふさわしいのではないかという意見でございましたけれども、市長さんのご意向もございまして、お引き受けを申すことになりました。

当初、私はもうこういう改革の基礎を定めるのは短期決戦以外にないので、長くて2年、1年は少し短いかなと思っていましたので、実は3年目に入ってというのは、私にとっては長過ぎているんです。ですからもうちょっと前に本当はご相談申し上げて、終わりにさせなければいけなかったんですけれども、第2次改革の素案ぐらいまではというご意見でございましたし、そういうご希望もございましたので、ちょっと情にほだされてズルツとなりまして、今回は総合計画もでき上がりましたし、この中にこの改革プランも位置づけられるということがほぼ見えてまいりましたので、私どもが仰せつかった改革委員会は一応の任務を終えたものというふうに考えまして、それから市側のご意向もございまして、これでこのメンバーによる改革委員会は終わるというふうにさせていただいたのが、本当のところでございます。

もう一つ、実は改革はご案内のとおりでございますけれども、必ず中でというか、行政の職員の皆さん方が自らの手でやろうと考えない限り、外からどんなことを言ってもだめなのです。その点で言えば全職員と言えば職員なんですけれども、改革をやらなければいけないんだと考えた職員の人たちが頑張り通したんです。中には病気になった人がいたんじゃないかと思っではいるんですけれども、よく職員の人たちは頑張ったと思っています。私は褒めたたえたいなと思っています。

それからもう一つ、そういうことを言っではいけないかもしれませんが、実は私どものような外の人間が具体的な行政の実務の実態に迫って改革案を議論する場合は、座

長としてはあらかじめその内容が大丈夫かどうかということを考えておかなければいけません。そのときに今回は横にいる辻さんが実によく全国の動向も知り、実態も前から川崎市がフィールドだったものですから、勉強する。そのこともございまして、私としてはいろいろ辻さんの判断とか助言があったために、こういう改革が一応運べたのではないかと考えています。横に置いて褒めるのは余り形よくないんですけれども、やはり今後大学の研究者の中にも実務について、職員と対等に渡り合えるぐらいの学者がいないと、いろいろなときに役立たないんじゃないか。そうしないと使われて捨てられるということになるものですから、そうではなくて、やはり具体的なことがわかるという人がいてくれないと、改革はできないものだというのは本当に実感しまして、改めて感謝申し上げたいなと思っています。

それから何よりも私はこの川崎の市民、ここのメンバーの方々が出てくるたびにいろいろご意見を率直に、当初私が言い過ぎまして、ご注意もございましたんですけれども、よくいろいろなことを言ってくださいました。そのことがいろいろな意味で厳しかったかもしれませんが、それから市長さん及び職員の皆さん方にとって励みになっていますし、これはある種の実績でございますので、私のような外の間人は一応任務を終えましたんですけれども、川崎市の市民の皆さん方は任務は終わっていないんです。どんな形であれ、今後もかかわっていただくということになるものと、私は確信していますので、この改革の火を消すことなしに、さらにいい川崎市をつくっていただきたいなというふうに思っています。

何となく遺言風で恐縮でございますが、一応座長としては終わりでございますので、皆さん方に感謝申し上げて、これでお開きにさせていただきたいと思っています。ありがとうございました。

伊藤行財政改革実施本部主幹

どうもありがとうございました。これをもちまして第12回川崎市行財政改革委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。